

平成28年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 都市整備部
 都市計画課・公共交通推進室 建築指導課 開発審査課 道路整備課 市街地整備・公園課
 河川排水課 道路管理課 用地課 営繕工務課 市営住宅課
- 3 監査実施期間 平成28年 8月 3日から平成28年 8月23日まで
- 4 監査結果報告 平成28年11月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【都市計画課・公共交通推進室】

| | |
|--|--|
| 共通（1）支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。 | |
| ア 概算払をした旅費に係る精算命令書において、検査検収日誤り。 | 【措置済】 平成28年 6月22日 事前調査後、直ちに会計事務補整を行い、改めた。以後は、決裁時及び自己点検時に確認を行うとともに、会計規則について改めて課内での周知徹底を図り、再発防止を行っている。 |
| （1）支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。 | |
| ア 旅費の支出において、算定誤り。 | 【措置済】 平成28年 8月12日 算定を精査し、旅行命令の補正に係る調定決議を行い、過年度旅費の返還処理を行った。以後、適切な事務処理を行うため細心の注意を心掛けている。 |
| イ 報償費の支出において、源泉徴収税額誤り。 | 【措置済】 平成28年 6月22日 事前調査後、報酬・料金等の支払いを行う際には、決裁に該当条項、適用税額等を確認するチェック表を添付するよう改め、課内研修を実施した。今後は、所得税法の規定に基づき、正しく源泉徴収を行うよう、引き続き課内で周知徹底を図り、再発防止を行っている。 |
| ウ 委託料の支出において、支払遅延。 | 【措置済】 平成28年 6月22日 遅延のない支払いの重要性について課員に周知を図った。今後は受注者からの請求に基づき、遅延のない支払いの手続きに努めていく。 |

| | |
|--|--|
| <p>(2) 備品管理について 年度末の備品台帳・現品の照合確認記録について、課内での決裁が行われていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月22日 備品管理における照合確認記録の適切な事務処理を再確認し、今後、不備なきよう事務処理を行う。</p> |
|--|--|

【建築指導課】

| | |
|--|---|
| <p>共通(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | |
| <p>ア 概算払をした旅費に係る精算命令書において、検査検収日誤り。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月21日 事前調査後、直ちに会計事務補整を行い、改めた。以後は、決裁時及び自己点検時に確認を行うとともに、会計規則について改めて課内での周知徹底を図り、再発防止を行っている。</p> |
| <p>(1) 支出事務について 負担金の支出において、支出命令書の負担行為日誤りが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月21日 事前調査後、直ちに会計事務補整を行い、改めた。以後は、決裁時及び自己点検時に確認を行うとともに、会計規則について改めて課内での周知徹底を図り、再発防止を行っている。</p> |
| <p>(2) 備品管理について 備品の実査記録において、所属長抽出確認日が漏れていた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月21日 事前調査後、直ちに改めた。以後は、決裁時及び自己点検時に庶務担当者、庶務担当係長をはじめ、複数の職員で確認を行うことにより適正な事務を行っていく。</p> |
| <p>(3) 文書管理について 臨時職員任用関係書類において、臨時職員任用申請書の日付が漏れていた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月21日 事前調査後、直ちに改めた。以後は、決裁時及び自己点検時に庶務担当者、庶務担当係長をはじめ、複数の職員で確認を行うことにより適正な事務を行っていく。</p> |

【開発審査課】

| | |
|---|---|
| <p>共通(2) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | |
| <p>ア 自動車運行日誌において、必要事項の記載漏れ。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月21日 運行後は運行日誌に運行目的を記入するよう課員に周知し、記入を徹底するようにした。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p> | |
| <p>ア 需用費の支出にかかる支出負担行為兼支出命令書において、請求日と請求書の日付の相違及び検査検収日と納品書の日付の相違。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月21日 支出負担行為を入力する際のチェックミスが原因のため、入力する際のチェックを確実にを行うようにし、決裁者のチェックを徹底するようにした。</p> |
| <p>イ 需用費の支出において、請求書の請求金額の基礎となる明細の記載漏れ。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月21日 業者から受領する際にはチェックを確実にを行うようにし、決裁者のチェックを徹底した。</p> |
| <p>(2) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | |
| <p>ア 駐車券出納簿において、摘要欄の記載不備。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月21日 摘要欄に払い出しの事由を明確に記入し、業務終了後に行う出納簿の確認時にその内容をチェックすることを徹底した。</p> |
| <p>イ 複数の文書において、担当者印による訂正印の押印及び日付の重ね書きによる字句訂正。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月21日 訂正印については、所属長印で行うよう徹底し、日付の訂正についても訂正印を押印するように改めた。</p> |

【道路整備課】

| | |
|---|--|
| <p>(1) 支出事務について 支出負担行為何において決裁日の誤りが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月21日 事前調査後、不備箇所を訂正し、職員に対して適正な事務処理について周知徹底を図った。</p> |
|---|--|

【市街地整備・公園課】

| | |
|--|---|
| <p>共通 (1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | |
| <p>イ 全額前金払したものについて、履行確認漏れ。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月17日 事前調査終了後、直ちに是正した。また、今後こうした遺漏のないよう、担当者及び課員に周知徹底を行った。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>共通（２）文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | |
| <p>ア 自動車運行日誌において、必要事項の記載漏れ。</p> | <p>【措置済】 平成28年 7月15日 事前調査終了後、直ちに是正した。また、今後こうした記載漏れが生じないよう、運行日誌の様式を改めるとともに、課員に対し正しい記載方法について周知徹底を行った。</p> |
| <p>イ 起案文書において、決裁日漏れ。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月17日 事前調査終了後、直ちに是正した。また、起案文書に必ず決裁日を記入するよう、課員に対し周知徹底を行った。</p> |
| <p>（１）現金等の管理について 重量税印紙受払簿において、受入時の残数の記載漏れ、払出日までの残数の確認漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月17日 事前調査終了後、直ちに是正した。また、「金券の管理の基本方針」について庶務担当者や出納員等に周知徹底を行った。</p> |
| <p>（２）支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p> | |
| <p>ア 需用費の支出において、請求書に代表者名漏れ。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月17日 事前調査終了後、直ちに是正した。また、今後こうした遺漏のないよう、担当者及び課員に書類受領時の確認徹底を指示するとともに、庶務担当職員及び所属長は、「会計事務の手引き」及び「支出事務の要点」により審査時のチェック項目を再確認した。</p> |
| <p>イ 原材料費の支出において、請求書に請求日漏れ。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月17日 事前調査終了後、直ちに是正した。また、今後こうした遺漏のないよう、担当者及び課員に書類受領時の確認徹底を指示するとともに、庶務担当職員及び所属長は、「会計事務の手引き」及び「支出事務の要点」により審査時のチェック項目を再確認した。</p> |
| <p>（３）備品管理について 備品実査において、照合記録の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月17日 事前調査終了後、直ちに是正した。また、年度末の備品実査に向けて「備品照合マニュアル」を再確認した。</p> |
| <p>（４）文書管理について 自動車運行日誌において、修正テープによる字句訂正や訂正印漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月17日 事前調査終了後、直ちに是正した。また、所属長及び文書取扱主任より課員に対し、文書管理規程や文書事務の手引きに基づく文書の収受及び起案時の留意事項、文書作成方法について徹底を図るとともに、正しい訂正方法や提出者への訂正要請について指導した。</p> |

【河川排水課】

| | |
|--|---|
| <p>(1) 支出事務について 工事請負費の支出において、見積書に代表者名と代表者印が漏れていた事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認すること。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月13日 指摘後、速やかに不備のない書類に差し替えを行った。また、今後、見積書の受領時には代表者名及び代表者印の漏れがないよう確認する旨周知を図った。</p> |
|--|---|

【道路管理課】

| | |
|--|---|
| <p>共通(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | |
| <p>イ 全額前金払したのについて、履行確認漏れ。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月 7日 起案時及び決裁時には「四日市市会計規則」及び「会計事務の手引き」を確認し、同じ過ちをしないよう課員に徹底した。</p> |
| <p>共通(2) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | |
| <p>ア 自動車運行日誌において、必要事項の記載漏れ。</p> | <p>【措置済】 平成28年 8月19日 運行日誌の様式において、欄を目的と運行区間に分け、それぞれ記載できるようにし、書き忘れないよう課員に徹底した。</p> |
| <p>(1) 収入事務について 調定書において、起案日が誤っている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月 7日 起案時及び決裁時には「会計事務の手引き」を確認し、同じ過ちをしないよう課員に徹底した。</p> |
| <p>(2) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p> | |
| <p>ア 資金前渡で支出した負担金において、精算遅延。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月 7日 起案時及び決裁時には「四日市市会計規則」及び「会計事務の手引き」を確認し、同じ過ちをしないよう課員に徹底した。</p> |
| <p>イ 賠償金の支出において、示談書の日付が示談に係る起案文書の決裁日より前。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月 7日 相手方と協議し示談について内諾を得た日付を誤って示談書に記載していた。このようなケアレスミスをなくすため、マニュアルに則り注意深く文書を作成するよう課員に徹底した。また、決裁文書について文書取扱主任を筆頭に係長、課長補佐に厳重な審査を行うよう指示した。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(3) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | |
| <p>ア 起案文書において、起案日及び決裁日誤り。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月 7日 起案時及び決裁時には「会計事務の手引き」を確認し、同じ過ちをしないよう課員に徹底した。</p> |
| <p>イ 臨時職員任用関係書類において、砂消しによる字句訂正。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月 7日 「日数調整欠勤表」は公文書であることを認識したうえで、訂正するときには訂正印をもって行うことを臨時職員に周知徹底した。</p> |

【用地課】

特になし

【営繕工務課】

特になし

【市営住宅課】

| | |
|--|--|
| <p>共通（1）支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | |
| <p>イ 全額前金払したものについて、履行確認漏れ。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月 2日 指摘後、速やかに履行確認を行った。今後、該当案件について履行確認が漏れることのないように、定期的に確認を行うような仕組みづくりをした。</p> |
| <p>共通（2）文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | |
| <p>ア 自動車運行日誌において、必要事項の記載漏れ。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月 3日 指摘後、行き先にあわせて目的を記載するようにして、月末には所属長による確認も行っている。</p> |
| <p>イ 起案文書において、決裁日漏れ。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月 3日 指摘後、速やかに決裁日を記載するとともに、定期的に漏れがないか重層的に確認を行っている。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。適切な事務処理を行うとともに、不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認すること。</p> | |
| <p>ア 補償金の支出において、請求書の記載事項の砂消しによる字句訂正。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月 2日 今後、同様の事務処理を行うことのないように、朝礼などあらゆる機会をとらえて周知徹底を図っている。</p> |
| <p>イ 前金払とすべきところを通常払、通常払とすべきところを前金払としていた。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月 2日 この件は、錯誤によるものであるが、審査の段階でチェックがかかるように、審査業務についてルーティンの再確認を行った。</p> |
| <p>(2) 契約事務について 委託料の契約において、業者選定伺の前に契約締結伺が処理されている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月 2日 起票の際には日付の齟齬が起きないように担当への意識づけを徹底するとともに、決裁時には適切な処理が行われているか重層的な確認をする。</p> |
| <p>(3) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | |
| <p>ア 訴訟手続用予納郵便切手受払簿、訴訟手続用予納収入印紙受払簿及び郵便切手受払簿において、砂消しによる字句訂正。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月 2日 砂消しによる字句訂正は不適切な事務処理であることを周知徹底し、訂正が必要になった場合は訂正印によることを課内で共有認識とした。</p> |
| <p>イ 車両台帳において、車両に係る最新の情報の記載漏れ並びに最新の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写しの添付漏れ。</p> | <p>【措置済】 平成28年 6月 2日 車検により車両の情報が更新されたときには所属長による台帳確認を行い、決算時には庶務担当により再度確認を行うこととした。</p> |

平成28年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

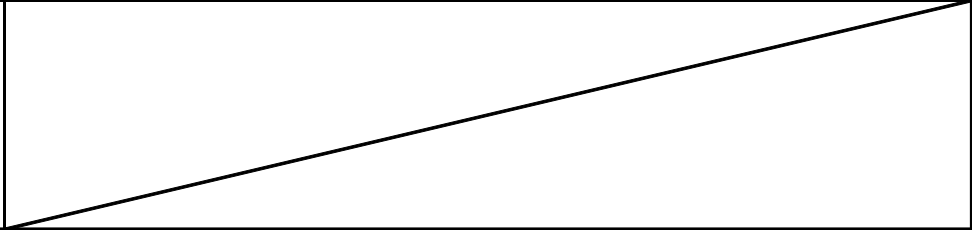
| | | | | | |
|----------|----------------------------|-------|-------|-------|-----------|
| 1 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 | | | | |
| 2 監査対象 | 都市整備部 | | | | |
| | 都市計画課・公共交通推進室 | 建築指導課 | 開発審査課 | 道路整備課 | 市街地整備・公園課 |
| | 河川排水課 | 道路管理課 | 用地課 | 営繕工務課 | 市営住宅課 |
| 3 監査実施期間 | 平成28年 8月 3日から平成28年 8月23日まで | | | | |
| 4 監査結果報告 | 平成28年11月30日 | | | | |

監査の結果（意見）

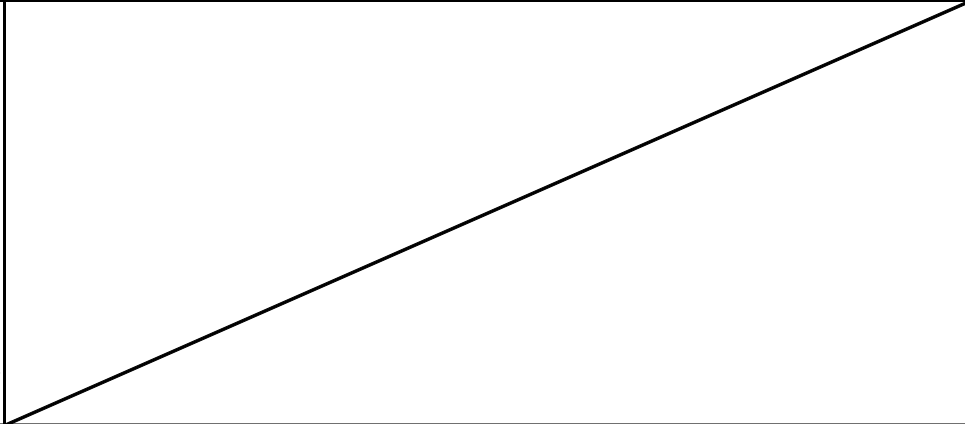
措置（具体的内容）・対応状況

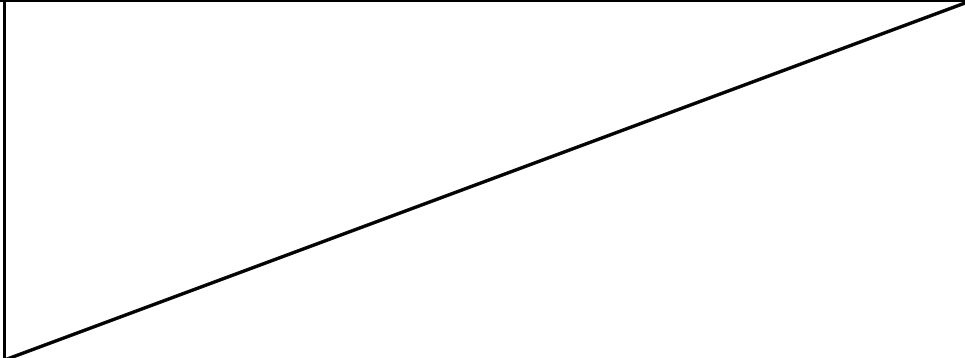
【都市計画課・公共交通推進室】

| | |
|--|---|
| <p>共通（1）財産管理について<所属長の抽出実査と記録保存の徹底> 担当者は、毎年度決算における数量を保証するため、年度末においては、必ず、全財産を一品ごとに実査し、台帳との数量突合を行うこと。また、実査時には、紛失の有無や品質保持、安全、使用状況、事故防止対策の確認を行うこと。併せて、実査を実効あるものとするため、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など）を文書にして残すこと。 所属長は、担当者の全点実査の5%を目安に抽出実査をして、その実効性を確認すること。【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 3月31日 年度末に市所有の財産を担当者が全数実査し、台帳との突合確認を行うとともに、使用にあたり、安全性や品質等に問題がないかの確認を行った。 また、所属長が全財産の5%以上を抽出し、実査した。その結果を調書に記録し保管した。 次年度以降も継続して実査確認を行っていく。</p> |
| <p>共通（2）委託契約について ア 1者単独随意契約による業務委託においては、業務内容を項目別に分類して、詳細に経費を積算することで、現場実査を基本に見積原価を十分検証し、委託業務に必要とされる契約コストの妥当性を見極めること。【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 5月31日 やむを得ず1者単独随意契約を行う場合には、業者から見積内容と金額について詳細に聞き取りをする等コストの妥当性について精査している。 過年度に同様の業務を行っている場合には、過年度の実績内容を確認するとともに、業者から聞き取り調査を行い、コストの妥当性を見極めていく。</p> |
| <p>イ 委託契約後は、業者牽制のために、業務実施中の現場の抽出実査を行い、契約事項の遂行の適正性の確認を行うこと。また、実査業務の強化のために、チェック項目を定めたマニュアル等の作成に取り組むこと。【改善事項】</p> | <p>【継続努力】 平成29年 5月31日 不定期で契約現場の作業内容や人員等の確認を行い、適正に業務が遂行されているか等の確認を行った。 チェック項目を定めたマニュアル等については、現在検討しているところであり、早期に作成できるよう取り組みを進める。</p> <p>【措置済】 平成29年11月17日 業者牽制のため、業務実施中の現場を抽出して実査し、現場の作業内容や配置人員等、確認した内容を平成29年11月に作成した現場点検チェックリストに記録した。今後も継続して実施していく。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p> |  |
| <p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成２９年 ５月３１日 年間３６０時間を超える職員が平成２７年度と比較し、２名増加しているため、グループ間における職員配置や業務分担の再確認を行い、特定の個人に集中しないようにグループ制の利点を活かした協力体制を強化するとともに、施策に応じたグループ枠を超えた対応等により、職員の健康管理を強く意識した取り組みを継続することで、時間外勤務の縮減に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成２９年１１月３０日 平成２９年度上半期（４～９月）の時間外勤務と平成２８年度上半期（４～９月）の時間外勤務を比較すると、８０時間以上の職員と６０時間以上の職員が１名ずつ減少している。今後も引き続き、グループ制の利点を活かした協力体制を強化するとともに、施策に応じたグループ枠を超えた対応等により、特定の職員への負担軽減に努め、職員の健康管理を強く意識した取り組みを継続する。</p> |
| <p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取り組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的な生活」を享受させるべく、ノー残業デーの実施増進に取り組むこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成２９年 ５月３１日 グループ制の利点を活かした協力体制の強化等、特定の職員への負担軽減に努めていく。地元の説明会等夜間に行う必要がある業務があるため、早期に抜本的改善を講じるのは難しいが、ノー残業デーである毎週水曜日の朝礼では、極力急ぎの業務がなければ退庁するように呼びかけている。</p> <p>【 継続努力 】 平成２９年１１月３０日 グループ制の利点を活かした協力体制の強化等、特定の職員への負担軽減に努めていく。地元の説明会等夜間に行う必要がある業務があるため、早期に抜本的改善を講じるのは難しいが、ノー残業デーである毎週水曜日の朝礼及び終礼にて、極力急ぎの業務がなければ退庁するように呼びかけている。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>ウ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 上記のとおり、時間外勤務の縮減の努力は継続して行っているが、平成28年度も80時間/月を超える時間外勤務が発生しており、引き続き時間外勤務の縮減の取り組みを継続する。</p> <p>【 措置済 】 平成29年10月 1日 平成29年度上半期(4~9月)においては、80時間/月を超える時間外勤務は発生していない。今後も引き続き時間外勤務の縮減の取り組みを継続する。</p> |
| <p>共通(5) 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年 5月31日 事務処理についてはダブルチェックを徹底するとともに、出納会計事務実務研修会の研修内容を課内に周知することによって職員の意識や資質の向上を図った。今後も引き続き事務手続きの適切な執行に努める。</p> |
| <p>共通(6) 予算編成の精度について 当初予算と決算の乖離が大きい事業が見受けられる。予算の編成は綿密な事業計画に基づいて十分な精査を経て行い、また計画的かつ効率的な予算執行の確保に努めること。さらに、予実分析(*)を行い、その対策を講じ、次年度以降の効率的な予算執行に生かすこと。【改善事項】 * 予実分析=予算額と実績額(決算額)との差異内容の分析</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 予算と決算に乖離が大きい事業、例えば住み替え支援事業については、平成29年度の予算編成時において、平成28年度以前の予実分析を行うことにより、住宅金融支援機構と連携を図るなど、適正な予算要求に努めた。 引き続き、市民へのサービス遅延等を招かないよう、事業計画に基づく精査を行い、計画的かつ効率的な予算確保に努める。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 予算と決算に乖離が大きい事業、例えば住み替え支援事業については、平成30年度の予算編成時において、引き続き住宅金融支援機構と連携を図るなど、平成29年度以前の予実分析を行うことにより、適正な予算要求に努めた。 また、市民へのサービス遅延等を招かないよう、事業計画に基づく精査を行い、計画的かつ効率的な予算確保に努める。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(1) 四日市あすなろう鉄道事業の経営管理（特に会計管理）の改善・強化について</p> <p>平成27年度から四日市あすなろう鉄道事業が開始された。この事業は、「公有民営」の特殊な経営形態を採用しており、それに対応した会計管理で事業の実態・実績を正確・迅速に市民に説明できるよう改善が必要と考える。</p> <p>即ち、この事業は第二種鉄道事業者（四日市あすなろう鉄道株式会社：民営）と第三種鉄道事業者（四日市市：公有）の二つの事業会計単位を合算した決算書を策定することによって、はじめて経営の実態が把握できる複相の会計システムとなっていることを再認識する必要がある。</p> <p>そのうえで、市側の事業経営窓口たる都市整備部は、下記の点に留意して、改善すべきは改め、適切な会計管理に基づく経営管理体制の確立を急ぐことを強く提言する。</p> |  |
| <p>〔要留意点〕① 「合算した決算書」を策定・公示すること。</p> <p>第二種鉄道事業者（四日市あすなろう鉄道株式会社）の決算数値のみを一人歩きさせることは、行政トップや議会の判断を誤らせ、ひいては市民の誤解を招く可能性もあり危険である。</p> <p>早急に、第二種鉄道事業者の決算と第三種鉄道事業者（四日市市）の決算（発生ベースにしたもの）を「合算した決算書」を策定し、その精査に基づく経営成果や課題などを市民にまでわかりやすく説明ができる会計管理システムを整えること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日</p> <p>第二種鉄道事業者と第三種鉄道事業者の収入と支出状況について、トータルの収支がわかりやすくなるよう、合算した収支の資料を作成し、議会等で説明するとともに、市ホームページに掲載する。</p> <p>【 措置済 】 平成29年 7月13日</p> <p>平成29年7月13日に開催された議会の都市・環境常任委員会において、平成27年度及び平成28年度における第二種鉄道事業者と第三種鉄道事業者の収入と支出状況について、合算した決算書を提出し、収支状況等を説明した。</p> <p>今後は市の決算資料の一つとして報告していく。</p> |
| <p>② 第二種鉄道事業者（四日市あすなろう鉄道株式会社）の決算書は、必ず「厳正な精査」を実施すること。</p> <p>第二種鉄道事業者から提出された決算書は、市民に代わって都市整備部が厳正な見極めを行い、その適正性を証明する必要がある。</p> <p>即ち、その決算の結果数値に基づき、市が「受け取るべき金額」（＝利益額）や「支払うべき金額」（＝損失額）が確定される訳であり、その適正度は100%が求められる。</p> <p>特に、「資産・負債明細書」「売上元帳」「経費明細書」などを提出させ、内容精査し、必要に応じて「領収書などの証憑」や「組織表」、「人件費計算内訳」なども要求して万全を期すこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日</p> <p>第二種鉄道事業者（四日市あすなろう鉄道株式会社）の決算書について、四日市あすなろう鉄道株式会社に適正性を確認するための資料を請求し、精査していく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日</p> <p>第二種鉄道事業者から提出される決算書について、適正性が確認できるよう資料を請求し、精査していく。</p> |

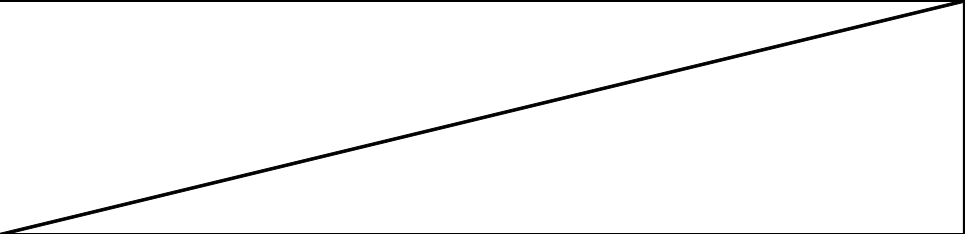
| | |
|--|---|
| <p>※注意事項 2年前の監査でも指摘しているが、都市整備部は、今回の監査時（8月23日）においても、第二種鉄道事業者（四日市あすなろう鉄道株式会社）の決算書精査を完遂していなかったことは深く反省すること。 さらに、第二種鉄道事業者は、決算書の詳細な説明資料の提出や説明を2か月近く対応していない。重大な問題であり、不正の可能性も疑われる。 都市整備部は、引き続き粘り強く、提出・報告を実践させ、決算数値を確認して、説明責任を完遂させること。 なお、今度とも、決算書報告時に提出や説明が先延ばしされたり拒絶される場合は厳格な姿勢で対処し、四日市あすなろう鉄道事業の将来の発展に向けて、確固たる信頼と協同の関係の基盤を築き上げていくこと。</p> |  |
| <p>③ 巨額の設備投資資金と修繕費等維持コストの増加への対応を強化すること。 ○ 事業財産を保有する市側は、現場の実態把握を怠ることなく、定期的な実査を行い、課題の摘出や財産の保全を徹底すること。（現場牽制が必要）【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 現場の実態を把握するため、抽出して作業内容や人員等について実査した。 今後は、定期的に抽出して実査確認を行い、業務内容の見直しやコスト縮減に努めていく。</p> <p>【 措置済 】 平成29年11月20日 実施中の現場を抽出して実査し、現場の作業内容や配置人員等、確認した内容を平成29年11月に作成した現場点検チェックリストに記録した。 現場牽制のため、今後も継続して実施していく。</p> |
| <p>○ 車両等設備の引継ぎ時の簿価は、ほとんどが償却済に近い価格であり、今後更新していく設備は簿価の10倍～20倍の価格での取得が予測される。巨額の投資を圧縮すべく、設備の知識の充実や価格情報の把握システムの研究など、早急に本腰を入れて対処すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 引き続き、充実した知識が取得できるよう研究を進めるとともに、他社からも見積りを徴収する等、可能な限り見積りを精査していく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 今年度、車両設備、信号保安設備、変電所設備等の部品購入にあたり、取扱業者が限られている中で本市に入札参加資格登録のない業者にも積極的に見積りを依頼していく。 また、提出される見積書について、業者にヒアリングを行い、見積額を精査していく。 価格の適正性を確認するため、今後も継続して実施していく。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>○ 修理・保全など外部委託コストの割合も高い。委託業務の内容理解や価格交渉ができる人財を配置・育成すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 現場調査を行い、委託内容の知識を深めるとともに、鉄道事業に精通する人財の育成に努めていく。</p> |
| <p>④ 「経営・会計管理」ができる人財の長期的な配置・育成を図ること。 市側として、この非常に重大な鉄道事業の経営内容を正しく見極め、牽制・先導し続ける人財の継続的配置が重要な課題である。 そのために、都市整備部においては、継続的に「経営・会計管理」ができる人財の配置・育成を行える体制を早期に構築すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 業務実施中の現場を抽出して実査し、現場の作業内容や配置人員等、確認した内容を平成29年11月に作成した現場点検チェックリストに記録した。 引き続き、抽出して実査を行い、委託コストの適正性を確認するとともに、国等が開催する研修会に積極的に参加し、鉄道事業に精通する人財の育成に努めていく。</p> |
| <p>(2) 緑化推進について ア 身近な民有緑地を地域住民自らが整備し、自然と触れ合える憩いの場として活用することを支援する市民緑地制度は、土地を地域で利用することに所有者の同意を得ることが必要である。現状では、固定資産税・都市計画税が非課税になるなどのメリットがあるものの、きわめて少額なため、本制度が継続的に利用されるよう、土地所有者に対するインセンティブを一層高める方策を検討すること。【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 鉄道事業の経営内容を正しく見極めるため、会社の経営・会計管理ができるよう人財育成に努めるとともに配置等についても検討していく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 会社の経営・会計管理ができるよう、引き続き人財育成に努め、配置等についても検討していく。</p> |
| <p>イ みえ森と緑の県民税市町交付金は、災害に強い森林づくりや県民全体で森林を支える社会づくりに対して三重県から交付されるが、里山の整備については、現状は対象が新規事業に限られている。新規の整備だけでなく、既存の里山を保全していく事業まで交付金の対象を拡大することを、機会をとらえて三重県に働きかけること。【要望事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成28年12月12日 土地所有者に対するインセンティブとして、契約更新ごとに記念品の贈呈を行うとともに、都市緑化関係功労者表彰において、市長から感謝状を贈呈している。また、平成28年度から都市緑化関係功労者表彰の被表彰者を市ホームページに掲載し、更なるインセンティブの向上に努めた。</p> <p>【 検討中 】 平成29年 5月31日 交付金の対象拡大について、既存の市民緑地の維持管理・施設整備も対象となるよう、関係部局と調整のうえ、三重県に働きかけを行う。</p> <p>【 措置済 】 平成29年 7月21日 三重県のみえ森と緑の県民税市町交付金の制度見直しに向けた意見聴取において、既存の市民緑地の維持管理・施設整備も対象となるよう交付金の対象拡大について要望を行った。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>ウ 市民緑地の整備・管理、花と緑いっぱい事業などの推進には、市民と協働で取り組む体制づくりが必要である。高齢化に伴い地域での担い手の減少が予想される中、企業からの参画・協力を得られないか方策を検討すること。また、地域で緑化や緑の保全を担っていただける人材を育成するため、市側が持つノウハウを伝える機会を設けることを検討すること。</p> <p>【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 市民緑地の管理団体の高齢化に伴う担い手不足について、平成28年度四日市市緑化推進委員会において議論を行った。また、市内の一定規模以上の企業に対し、企業参画の可能性を探るアンケートやヒアリングを実施した。引き続き、企業参画も含めた方策の検討及び、地域で緑化や緑の保全を担っていただける人材を育成するため、市民緑地連絡協議会を開催するなど、市側のノウハウを伝達する機会を設ける。</p> |
| <p>(3) 住み替え支援事業について 住み替え支援事業の推進では、市外在住者への周知がとりわけ重要である。先進的な取組みの情報も収集し、家賃やリフォーム補助だけではなく、他都市との競争のなかで、総合的に考えて四日市市に居住することのメリットをアピールできるものを見つけてPRに努めること。</p> <p>【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 市民緑地活動の担い手や、地域で緑化や緑の保全を担っていただける人材を発掘するため、広報よっかいち8月上旬号の準特集において、緑化推進の取り組みを紹介するとともに、市民緑地や花と緑いっぱい事業などの活動への参加を呼びかけた。引き続き、企業参画も含めた方策の検討及び、地域で緑化や緑の保全を担っていただける人材を育成するため、緑化推進委員会や市民緑地連絡協議会を開催するなど、市側のノウハウを伝達する機会を設ける。</p> |
| <p>(4) 地域公共交通の維持・確保について 業務委託や補助金交付により確保しているバス路線があるが、コミュニティバス社会実験では結果が伴わない事例もあった。利用者数の推移、公費負担の度合を踏まえ、他都市の先進的な取組みも参考にして、定時定路線型以外にも利便よく走らせる新たな手法がないか検討すること。</p> <p>【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 市の広報や新聞の折り込み広告への掲載、三重テレビのチャンネル等にも積極的に参加して、県内全体及び県外にも周知できるように、引き続き広報活動を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 市の広報や新聞の折り込み広告への掲載、三重テレビのチャンネル等にも積極的に参加して、県内全体及び県外にも周知できるように、引き続き広報活動を行っていく。 また、新しい取り組みとして、あすなろう鉄道車両内に制度PRのポスターを掲載し、新たに年末年始の帰省客や観光客を対象に周知を図る。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 社会実験結果を踏まえ、他都市の事例も参考にしながら、本市に合ったデマンド交通の導入について、調査研究を進めていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 前橋市の事例を参考に柔軟な運行形態が可能となるデマンド交通について、今年度、社会実験を行い、その効果等を検証していく。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(5) 1者単独随意契約について 委託先も委託内容も異なるものの、契約金額が随意契約できる範囲内の上限に近く、かつ同じ金額(498,960円)のものが4件見受けられた。 また、事後に提出された追加資料では、契約金額の積算内訳が検証されたとは判断し難い。 見積額を十分検証し、委託業務に必要とされる契約コストの妥当性を説明できるようにすること。【改善事項】</p> | <p>【継続努力】 平成29年 5月31日 発注に際し必要となる技術・技能的専門能力について、研修等による人材育成に努めるとともに、特殊な技術が必要な場合については、他課と協調して業務を進め、見積額を十分に検証し契約コストの妥当性を説明できるようにする。</p> <p>【継続努力】 平成29年11月30日 発注に際し必要となる技術・技能的専門能力について、研修等による人材育成に努めるとともに、特殊な技術が必要な場合については、他課と協調して業務を進め、見積額を十分に検証し契約コストの妥当性を説明できるようにしている。</p> |
|---|---|

【建築指導課】

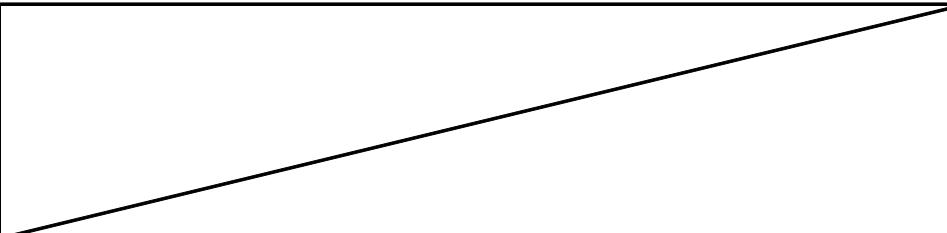
| | |
|--|---|
| <p>共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p> |  |
| <p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p> | <p>【継続努力】 平成29年 5月31日 平成28年度の時間外勤務は、前年度に比べ、1人当たり平均3.4時間縮減し、年間360時間を超える職員についても、2名削減することができた。 所属長は、引き続き、時間外勤務が常態化しないよう、事前申請を通じ、各職員へのヒアリングを行うことで、業務の進捗状況の把握や時間外勤務の原因を分析している。この分析結果を基に、係間での連携及び業務配分の改善を図ることで、課内での時間外勤務の平準化及び縮減に努めている。</p> <p>【継続努力】 平成29年11月30日 平成29年度の時間外勤務は、前年度の同時期に比べ、1人当たり月平均7.4時間の縮減をすることができた。 所属長は、引き続き、各職員へのヒアリングを通じ、業務の進捗状況の把握、各職員への業務改善に係る指導や係間での連携及び業務分配を行うことで、課内での時間外勤務の平準化及び縮減により努める。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」を享受させるべく、ノー残業デーの実施増進に取り組むこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 時間外勤務が過多となっている職員に対し、適宜ヒアリングを行い、原因の分析や業務配分の見直しを図ることで、特定の職員に業務の負担が集中しないよう取り組んでいる。 また、ノー残業デーとなる毎週水曜日には、終礼を行うことで、時間外勤務の縮減や健康管理に対する各職員の意識の向上を図るとともに、事務の効率化や業務の適正配分に一層注意を払うよう努めている。</p> |
| <p>共通（5）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 時間外勤務の過多となっている職員に対し、適宜ヒアリングを行い、特定の職員に業務の負担が集中しないよう取り組んだ結果、時間外勤務の平均時間を縮減することができた。引き続き、事務の効率化及び適正配分に努め、今後も特定の職員に業務の負担が集中しないよう取り組む。 また、ノー残業デーである毎週水曜日の終礼を継続し、時間外勤務の縮減や職員の健康管理に対する意識向上に努める。</p> |
| <p>（1）情報管理の徹底について 建築確認申請や長期優良住宅に係る申請などには、個人名や建築物の間取りなど多くの個人情報が含まれている。職員には個人情報を取り扱っていることや守秘義務があることを常に強く意識させ、定期的な注意喚起や牽制により情報管理を徹底すること。加えて、委託先においても情報管理を徹底するよう、指導及び牽制を行うこと。【要望事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成28年11月 8日 職員の適正事務の遂行に係る意識を醸成するため、平成27年8月3日付け総務部長通知「日常業務の点検と適正な事務の執行について」の回覧などを通じて適正事務に関する意思統一を図った。 また、上位職者が講師となり、平成28年度文書取扱主任会議資料を用いた職場研修会を行い、公文書管理の適正化及び重要性に関して、意識付けを徹底した。</p> |
| <p>（2）建築確認審査・完了検査業務について 建築確認審査及び完了検査は全体の9割以上を民間の指定確認検査機関が行っており、行政が行っている件数は1割に満たない。業務の執行には高度な専門性を要するが、専門性の高い職員ばかり配置していくことは困難であり、時間外勤務も恒常化していることから、業務を民間に一本化し、行政として民間を牽制することに特化できないか検討すること。【要望事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年 5月31日 個人情報保護の意義や重要性に関して、職場研修等を通じ、理解を深めているところであるが、監査後、改めて朝礼や職場研修の場を持ち、個人情報保護及び守秘義務の責務に係る意識統一を図った。 また、業務委託先に対しては、委託契約条項に基づき、情報管理を徹底するよう指導するとともに、適宜記録簿で状況確認を行っている。</p> |
| | <p>【 措置済 】 平成29年 5月31日 現在の法体系では、建築主が建築確認申請等の申請先（建築主事又は指定確認検査機関）を選択できることとなっているため、本市建築主事への申請を拒むことはできない。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(3) 建築物の完了検査申請率の向上について 完了検査申請を行っていない建築物について、工事監理者に対して申請するよう働きかけているが、最も不利益を被るのは建築主である。工事監理者に働きかけても効果がない場合は建築主に直接働きかけ、さらに申請率を向上させるよう取り組むこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 完了検査の必要性については、確認済証交付時に建築主に対して書面による啓発を行っている。完了予定時期を経過しても申請のない物件については、工事監理者への指導を行っているところであるが、今後は、必要に応じて建築主への連絡、通知を行うなどし、完了検査申請率のさらなる向上に向け、取り組んでいくこととする。</p> |
| <p>(4) 不特定多数が利用する建築物等の定期報告について 定期報告制度は、利用者の安全性を維持・確保するため非常に重要である。報告書を提出しない所有者名を公表するなど、より効果的な方策について研究し、制度の適正な執行を図ること。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年10月17日 完了予定時期を経過しても完了検査申請のない物件については、まず工事監理者に対する指導を行い、それでも申請がなされない場合には、建築主に対し、通知文書を送付するといった直接的な働きかけを行った。また、指定確認検査機関と意見交換を行い、完了検査申請率の向上に協力を要請した。今後も同様の取り組みを定期的、継続的に実施するなどし、完了検査申請率の向上に向け、取り組んでいく。</p> |
| <p>(5) がけ地近接等危険住宅移転事業補助金について 現在は特別警戒区域からの移転しか補助対象とならないが、長年住み慣れた土地から移転することは難しく、平成27年度は補助申請がなかった。特別警戒区域内でも安全に住み続けられるよう、補強工事を行う際にも補助することについて今後の検討課題とすること。【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 定期報告の未報告物件の管理者等に対し、文書や電話、立入調査により、引き続き粘り強く指導していくとともに、三重県や県内特定行政庁と調整、協議を行いながら、より効果的な方策を検討していくこととする。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 消防部局と連携し、定期報告の未報告物件となっている所有者（管理者）に対し、口頭又は文書によって、適正な維持管理と定期報告の提出について指導を行った。引き続き、関係機関と連携、協議を行いながら、より効果的な方策を検討し、取り組んでいく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 「がけ地近接等危険住宅移転事業」は、土砂災害特別警戒区域内の危険住宅を安全な場所へ移転することを支援する事業である。同区域内における補強工事等の支援策については、今後の検討課題とし、県の担当部局と調整を図っていくこととする。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 本件について、県へ問い合わせたところ、「がけ地近接等危険住宅移転事業は、土砂災害特別警戒区域内の危険住宅を安全な場所へ移転することを支援する事業であり、当該区域内での住宅の建て替え等は、国庫補助等の対象とならず、また新規の補助制度の創設は、困難である。」との回答であった。 今後も、本件を検討課題としてとらえ、県の担当部局と調整を図っていく。</p> |

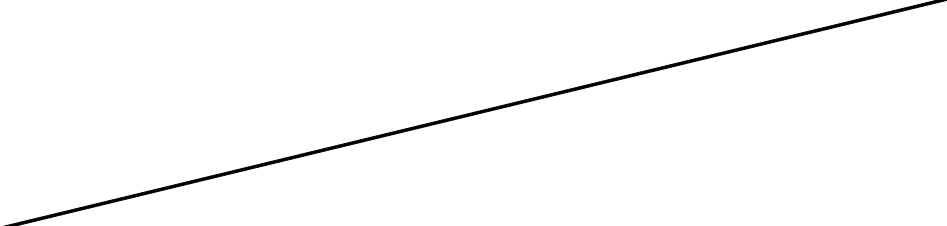
| | |
|---|---|
| <p>(6) 空き家対策について 「四日市市空き家等の適正管理に関する条例」施行後、老朽化した空き家の実態調査や指導を行い、20件解体撤去させるなど一定の成果を得ている。今後も継続して行うとともに、都市計画課と連携して居住可能な空き家の有効活用にも取り組むこと。【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 今後も適正に維持管理されていない建築物の所有者等に対し、文書送付や訪問などによる指導を継続して行っていく。 また、現場調査時などで得た居住可能と思われる空き家情報を、空き家の利活用に活かせるよう、都市計画課と情報共有を図っていく。</p> |
| | <p>【 措置済 】 平成29年11月30日 改善がみられない空き家の所有者等に対し、文書送付や訪問等による指導を改めて行うとともに、新たに把握した管理不全な空き家の所有者等に対して、速やかに文書送付等による指導を行った。 また、現場調査などにより居住可能と判断した空き家に関する情報を定期的に都市計画課へ提供し、共有することにより都市計画課と連携して空き家の有効活用が進むよう取り組んでいる。 今後も空き家に係る情報収集及び指導等を継続し、空き家の適正管理の促進に向けた取り組みを進めていく。</p> |

【開発審査課】

| | |
|--|---|
| <p>共通 (3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p> |  |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 所属長が開発許可申請書等の受付状況や審査の分担を確認しているが、迅速な審査を行う上から、平成28年度は申請件数の増加に伴い時間外勤務についても前年度の月平均48.6時間から53.2時間へ約10%増加した。 このような中で、平成29年度は技術職員が増員され、今後転入職員の職務の習熟に応じて、業務配分のバランスを改善して時間外勤務の縮減に努める。 また、当日の勤務時間内での時間外勤務予定申請の提出を徹底し、不急の業務の精査に努める。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 平成29年11月末時点での申請件数については前年度と同等であるが、月平均時間外勤務時間は、技術職員が1名増員されたことにより約20%減少している。 しかし、職員間で時間外勤務が不均衡の状態にあるため、特定の職員に業務が集中しないよう、所属長が各職員の審査状況を考慮した配分を行い業務量の平準化を図るなど、引き続き時間外勤務の縮減に努める。</p> |
| <p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」を享受させるべく、ノー残業デーの実施増進に取り組むこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 職員が健康を維持して開発許可申請等の審査を円滑に行えるように職員配置計画を提出した結果、平成29年度は技術職員が1名増員されたため、審査業務量の平準化を図り時間外勤務の縮減に努める。 また、基本的には毎週水曜日をノー残業デーとし、急な業務でやむを得ない場合には別の曜日での実施を勧め、ワークライフバランスの推進に向けてメリハリをつけた業務への取り組みに努める。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 平成29年度は技術職員が1名増員された結果、月平均時間外勤務時間は前年度より約20%減少している。 ワークライフバランスの観点から、所属長が水曜日の朝礼時にはノー残業デーの周知徹底を図っているが、申請者との協議などやむを得ない場合もあるため、時間外勤務予定申請時に業務内容の確認をより徹底し、引き続き職員の仕事と生活の調和や時間外勤務の縮減に努める。</p> |
| <p>共通（5）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年 5月31日 今回の指摘を受けて、課員に対して定められたルールに基づいた事務を執行するよう改めて指導した。 また、平成29年度からは、四日市市会計規則に基づき審査補助員を配置し、支出事務等の審査体制を改善しており、今後も上位職の確実なチェックとあわせて不備のない事務処理に努める。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(1) 主要事業の目標設定について 目的達成に必要な基本的な手段「開発行為等の許可処分」に対する活動指標として「開発許可及び建築許可の平均審査日数」を掲げているが、開発許可と建築許可は内容に差があるにもかかわらず、一緒に審査日数として集計されている。それぞれの審査実態を明らかにし評価するため、開発許可と建築許可の平均審査日数は分けて整理すること。また、目標とする審査日数は課内の審査処理や他部署との連携をさらに良くするための努力目標の日数として検討すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 目標設定は「開発許可」と「建築許可」の平均審査日数に分けて整理を行った。 目標とする審査日数については、大規模な開発申請の場合、関係部署との調整に期間を要して、現在目標として設定している審査期間内に処理できないこともある。 このため、開発規模ごとに目標とする日数を定めることとし、過去の実績を整理していく。</p> <p>【 措置済 】 平成29年10月 1日 開発許可及び建築許可として設定している標準処理期間は36日であるが、平成28年度の開発許可に要した審査日数と建築許可に要した審査日数は、申請を補正するために要した期間を除くと、それぞれ平均で23日と25日であり、平成29年度はこの期間内の処理を目標に取り組んでいる。 しかし、開発許可の申請は、開発規模により構造物が複雑になり、構造計算等のチェックに時間を要することから審査期間が長くなる。 このため、技術基準上、調整池の設置が必要になる1ヘクタール以上の申請の場合は、平成28年度の実績は40日であったため、平成29年度は標準処理期間の36日を目標に取り組んでいる。</p> |
| <p>(2) 開発審査会について 開発審査会については、開発上重要な案件について意見を聞く場であるので、全委員が出席できるよう徹底すること。また、急な業務等で出席できない委員には、事前に書面で意見をいただくなど、全委員から意見聴取できるようにすること。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成28年12月14日 開発審査会の全委員とも多忙であり、調整が図れず欠席されることもあるため、この場合には事前に審議案件を説明して書面で意見をいただくよう、平成28年12月14日に開催した審査会から改めた。 今後も開発審査会の開催について、全委員が出席できるように日程調整を行う。</p> |
| <p>【道路整備課】</p> | |
| <p>共通 (1) 財産管理について<所属長の抽出実査と記録保存の徹底> 担当者は、毎年度決算における数量を保証するため、年度末においては、必ず、全財産を一品ごとに実査し、台帳との数量突合を行うこと。また、実査時には、紛失の有無や品質保持、安全、使用状況、事故防止対策の確認を行うこと。併せて、実査を実効あるものとするため、実査した記録(日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など)を文書にして残すこと。 所属長は、担当者の全点実査の5%を目安に抽出実査をして、その実効性を確認すること。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年 3月31日 年度末に、公有財産調書により、全財産の実査を行い、その使用状況、安全性等を確認のうえ、数量を台帳と突合し、記録を残した。 また、所属長による抽出実査を行った。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>共通（２）委託契約について ア 1者単独随意契約による業務委託においては、業務内容を項目別に分類して、詳細に経費を積算することで、現場実査を基本に見積原価を十分検証し、委託業務に必要とされる契約コストの妥当性を見極めること。 【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 3月31日 委託業務発注時、業務内容を細分化し、単価及び数量など設計内容を職員同士でチェックすることで、妥当性の確認を行うこととした。</p> |
| <p>イ 委託契約後は、業者牽制のために、業務実施中の現場の抽出実査を行い、契約事項の遂行の適正性の確認を行うこと。また、実査業務の強化のために、チェック項目を定めたマニュアル等の作成に取り組むこと。 【改善事項】</p> | <p>【継続努力】 平成29年 5月31日 業務委託において、契約事項の適正な遂行を確認するために、抽出実査の実施等を行い、それに係るマニュアル作成の検討を行っている。</p> <p>【継続努力】 平成29年11月30日 業務委託において、抽出実査の実施等を行い、実査業務のチェック事項等を定めたマニュアル作成の検討を引き続き行っている。</p> |
| <p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p> |  |
| <p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。 【改善事項】</p> | <p>【継続努力】 平成29年 5月31日 時間外勤務が年間360時間を超える職員の割合は90%と前年度に比べ4.3%の増となった。 しかしながら、所属長が自ら時間外勤務時の実査を行うことで、時間外勤務は縮減すべきものであることを課全体で強く意識し、業務配分の適正化や業務の効率化、省力化を進めてきた結果、総時間外勤務時間については、前年比6%の縮減を達成することができた。特に、企画・建設係では前年比18%縮減となった。 このように、一定の改善効果は表れているものの、依然として時間外勤務は多いため、今後も業務改善と適切な労務管理に引き続き取り組んでいる。</p> <p>【継続努力】 平成29年11月30日 所属長は自ら時間外勤務時の実査を行い、朝礼時などに時間外勤務の縮減と適正化を課員に周知した。その結果、平成29年度上半期の総時間外勤務時間は前年度上半期と比べ、約1.5%減となった。 時間外勤務縮減のため、職員増員要求、職員配置や業務分担の見直しなどを行い、総合的に業務の効率化を図っていく。</p> |

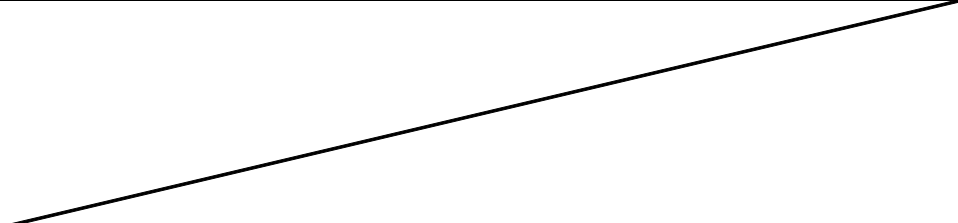
| | |
|--|--|
| <p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的な生活」を享受させるべく、ノー残業デーの実施増進に取り組むこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 上記同様、改善を進めているが、それに加えて、毎週水曜日は終礼を行い、業務の省力化や健康管理を呼びかけることにより、ノー残業デーの実施を促すことで、職員の健康増進に取り組んでいる。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 全庁的に行われた真夏の時間外勤務適正化の取組みにより、7月と8月の時間外勤務時間は大きく削減できたものの、当課の発注業務の繁忙期である9月～11月においては、約450時間増となり、そこに台風への対応が重なり、課員の心身両面に大きな負担となった。 引き続き、職員の増員要求、職員配置や業務分担の見直しなどを行うことで業務の平準化・効率化を図り、時間外勤務の縮減を行っていく。</p> |
| <p>ウ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 平成28年度も100時間/月を超える時間外勤務が発生しており、引き続き時間外勤務の縮減の取組みを継続していく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 平成29年度上半期において、100時間/月を超える時間外勤務を行った職員の数、災害対応などによるものを除くと、1人であった。これは前年度上半期と比べると4人の減ということになる。時間外勤務が100時間/月を超える勤務状況の解消のため、引き続き時間外勤務縮減の取組みを継続していく。</p> |
| <p>エ 時間外勤務が年間1,000時間を超える職員が見受けられた。業務量と人員配置のバランスがとれた労務管理が行われておらず、職員が健康を損ね、業務において過誤が発生するおそれがある。今後とも業務改善と労務管理を徹底し、職員を守るための取組みを行うこと。また、業務量増加等の数値化などにより業務量と人員配置の関係を分析し、業務の抜本的な選択・見直しをするとともに、説得力のある根拠に基づいて増員要求を行い、異常な労働環境を早急に改善すること。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年 3月31日 人員配置について、増員要求が叶えられたが、配属されるのは新規採用職員や若年層の職員が多いため、能力の発揮には時間が必要な状況である。 業務分担にも配慮しながら業務の改善や労務管理を行ってきたことや、人員増の効果もあり、平成28年度は、前年度3名いた時間外勤務が年間1,000時間を超える職員の発生を防ぐことができた。 しかしながら、より一層の労働環境の改善が必須であると捉えており、説得力のある増員要求や、課の分割など効率的な業務遂行を図るための組織化について、継続的に取り組んでいる。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>共通（４）主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、各課の任務目的やプロジェクトとベクトルが合っていないと思われるものが見受けられる。あらためて各課の事務分掌に立ち返り、取組みが反映される項目を所属としての目標として設定すること。併せて、目標とした根拠や目標値の計算基礎を明確にすること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成２９年 ５月３１日 任務目的を「人や環境にやさしい安全安心な道路空間づくり」と掲げていることから、道路の整備延長と交差点改良数を成果・活動指標として目標設定をしているが、今後市政アンケートの結果を踏まえるなど取組みが具体的に反映されているか検討していく。また、目標値については、事業内容ごとに整備目標を示すことで明確化を図った。</p> |
| <p>共通（５）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成２９年１１月３０日 任務目的を「人や環境にやさしい安全安心な道路空間づくり」と掲げていることから、道路の整備延長と交差点改良数を成果・活動指標として目標設定をしているが、市政アンケートの結果を踏まえるなど取組みが具体的に反映されているか確認を行うこととした。また、目標値については、事業内容ごとに整備目標を示すことで明確化を図った。</p> |
| <p>（１）財産管理について 公用車の故障などに係る報告について、不具合や損傷等で公用車を修理する場合には、客観的な証拠として写真を添付するなどして記録を残すこと。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成２９年 ５月３１日 内部事務については、職員に会計事務の手引きや各種マニュアルに基づく事務処理の徹底を促すとともに、課内でのダブルチェックによるチェック機能の強化を図ることとした。今後も内部事務管理の改善に努めていく。</p> |
| <p>（２）道路パトロールについて ア 市道について巡回パトロールによる損傷箇所の発見、迅速な措置、対応を行っているが、道路整備課において市道全ての日々変化する現状を把握することは困難である。庁内掲示板等を利用して道路損傷に起因する事故の状況などを全庁的に周知し、市職員が市道の損傷を発見したときにはその情報を道路整備課まで連絡するような全庁的な協力体制を構築すること。【要望事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成２８年１１月３０日 公用車の故障等による修繕については、当該箇所の写真を添付することとした。</p> <p>【 継続努力 】 平成２９年 ５月３１日 現在、郵便局やタクシー協会との覚書による道路の通行障害・損傷等についての情報提供や広報よっかいちを利用した一般市民からの情報提供をお願いし、早期発見・対応に努めているところではあるが、より一層の協力体制を構築するため、庁内掲示板による市職員からの情報提供の協力もお願いしていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成２９年１１月３０日 道路パトロールの協力体制について、市職員からの情報提供は、地区市民センターからの情報提供が主となっているが、庁内の市職員からの情報提供が増えるよう、継続して協力をお願いし、道路状況の早期把握に努めていく。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>イ 日常の道路パトロールは嘱託職員と臨時職員が行っている。正職員も定期的に抽出で構わないので道路パトロールを実施し、現場を確認すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 平成29年度からスマートフォンを使用し、自動取得するGPS情報と加速度センサー情報により、路面劣化度のデータを蓄積するシステムを導入していく。運行ルートを選定や運用方法について十分検討を行い、正職員による道路パトロールも実施していく。</p> <p>【 措置済 】 平成29年 7月 1日 スマートフォンを使用した路面劣化度のデータを蓄積するシステムを導入し、道路パトロール班が運転する公用車が市内を走行することにより道路の状態がわかるようにした。道路の状態が良くない箇所を中心に、正職員が道路パトロールを実施し、現状の把握に努めている。</p> |
| <p>(3) 土木要望について 各地区からの土木要望に基づき道路整備事業を実施している。既に複数地区では工事を集約して実施しているところもあるが、今後も集約できるところは集約し、効率的な道路整備が行えるよう各地区に対し指導を行うこと。また、実施工事が、地区内で公平性、公正性を著しく欠くことがないように、職員が目配りして方向付けを行い、より住民が納得できる土木要望事業となるよう努めること。【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 土木要望について、各地区の自治会長会議等の場を利用し、事業の集約化を依頼しており、更なる集約化に向けた活動を積極的に行っている。 各地区に結成された自主選定組織が主体となって要望箇所から実施箇所を選定していただき工事を行っている。要望事業の内容等を自主選定組織と話し合うことで、公平性、公正性を高め、円滑に効率よく事業効果を発揮できるよう努めている。</p> <p>【 措置済 】 平成29年 9月20日 今年度実施する土木要望については、4月と5月に各地区で自治会長会議の場を設け、地元自治会へ集約化を依頼しており、9月に実施された館長会の場においては、各地区の館長へ次年度の要望に関する調整を行う際、事業集約の協力を依頼した。 平成29年度の要望事業費について、前年度と比べ約9%減となっており、集約化の効果がみられた。 公平性、公正性を高めるため、要望事業の内容等を随時、自主選定組織と話し合うことで、円滑に効率よく事業効果を発揮できるよう工事を実施している。</p> |
| <p>(4) 橋梁の整備について 長寿命化計画に則って橋梁の落橋防止や耐震化などの事業を実施している。この事業の実施状況について橋梁台帳に記録することで進捗管理を行い、予算付けの際の説明資料として活用するなど今後の事業計画に役立てること。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年 3月31日 橋梁の耐震化や修繕履歴を橋梁台帳に記録し、進捗管理を行うこととした。この記録を、今後の長寿命化対策及び耐震化対策に活用していく。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(5) 契約変更について 工事請負契約において、契約変更が多く見受けられる。工事現場の形状、地質等の状態によって変更が生じることはあるものの、現場の事前調査を詳細に行うなど、的確な設計金額を算出し、契約変更を生じさせない方策を検討すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 道路工事においては、目視による事前調査では把握しきれない要素が多々あるため、例えば、既設舗装厚については、できる限り試掘調査（コア採取）を実施するなど詳細な事前調査に取り組んでいる。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 目視による事前調査では把握しきれない要素について、引き続き試掘調査（コア採取）を実施するなど詳細な事前調査に取り組むことで、契約変更を生じさせないよう努めている。</p> |
| <p>(6) 道路台帳の整備について 計画的で効率的な道路修繕や職員の配置などに役立てるため、パトロールにより得た情報や修繕状況なども台帳に記録し、情報の一元管理を実施すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 道路の路面状況や修繕状況について、工事実施箇所を台帳に記録するだけでなく、パトロールにより得た情報を円滑に業務に還元できるよう、情報一元化を含めた台帳の整備を実施していく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 道路の路面状況や修繕状況について、工事実施箇所を台帳に記録するとともに、スマートフォンを利用したパトロール記録の情報を台帳に反映できるよう情報の蓄積を進め、台帳整備を進めていく。</p> |
| <p>(7) 人に優しい道路の整備について 少子高齢化や人口減少社会が進むにあたり、高齢者や障害者など誰にとっても利用しやすい道路空間を形成することが重要である。自転車道や路肩の整備を行うなど歩行者側に立った人に優しい道路の整備に力を入れていくこと。【要望事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年 4月20日 路肩整備や蓋付き側溝への改修、カラー舗装化を行うなど、歩行空間を確保するための対策を実施している。今後も継続して、人に優しい道路の整備に力を入れていく。</p> |
| <p>(8) 河川堤防道路の除草について 県が管理する河川の堤防道路（市道）に係る除草業務について、協定により県に委託することにより効率化を図っている。しかし、国が管理する河川については、堤防道路（市道）に係る除草は市が行い、河川に係る除草は国が行っている。国が管理する河川についても、国と協調して除草業務の効率化を図るよう努めること。【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 国が管理する河川の堤防道路について、以前は国と協調して除草を行うために、他市と国の協調施工の事例と同様、国が受注契約を結んだ業者と随意契約を行っていたが、委託業務の適正化を図り、現在は、競争入札で実施しているため国が契約した業者と別のものに発注している。 県管理河川と同様に効率化を図るため、国への委託工事として協調施工を依頼できないか国へ働きかけている。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 除草業務について、委託業務の適正化を図るため、競争入札で実施し、国が契約した業者と別のものに発注しているという状況は変わっていないが、国への委託工事として協調施工を依頼できないか、会議等の場を利用しながら引き続き国へ働きかけている。</p> |

【市街地整備・公園課】

| | |
|--|---|
| <p>共通（１）財産管理について＜所属長の抽出実査と記録保存の徹底＞ 担当者は、毎年度決算における数量を保証するため、年度末においては、必ず、全財産を一品ごとに実査し、台帳との数量突合を行うこと。また、実査時には、紛失の有無や品質保持、安全、使用状況、事故防止対策の確認を行うこと。併せて、実査を実効あるものとするため、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など）を文書にして残すこと。 所属長は、担当者の全点実査の５％を目安に抽出実査をして、その実効性を確認すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成２９年 ５月３１日 財産に関しては公園土地が主なものであるが、平成２８年度から、市民からの苦情・要望への対応を行った際に記録を残しており、年間で一度も行かなかった公園については年度末に管理職が実査を行うこととした。 また、備品については年度末に担当者による実査を行うとともに、所属長による抽出実査を行い、記録を残している。</p> |
| <p>共通（２）委託契約について ア １者単独随意契約による業務委託においては、業務内容を項目別に分類して、詳細に経費を積算することで、現場実査を基本に見積原価を十分検証し、委託業務に必要とされる契約コストの妥当性を見極めること。 【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成２９年１１月３０日 年度末の公園実査に向けて、昨年度実施した際の実査の方法やスケジュールを検証した。</p> <p>【 継続努力 】 平成２９年 ５月３１日 講習会への参加や職員間の技術的知識を共有することにより職員の育成を図り、また、業務発注時には設計内容を職員相互にチェックするなど、契約コストの妥当性の確保に努めている。</p> <p>【 措置済 】 平成２９年１１月３０日 平成３０年度の委託業務の発注に向けて、引き続き契約コストの妥当性の確保に努めていく。</p> |
| <p>イ 委託契約後は、業者牽制のために、業務実施中の現場の抽出実査を行い、契約事項の遂行の適正性の確認を行うこと。また、実査業務の強化のために、チェック項目を定めたマニュアル等の作成に取り組むこと。 【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成２９年 ５月３１日 業務実施中の現場の実査については、標準仕様書に基づき必要な立会い等を行い、記録を残している。委託契約については業務内容が多様となっているが、今後も積極的に現地確認を行っていく。 チェック項目を定めたマニュアル等については、現在検討しているところであり、早期に作成できるよう努める。</p> <p>【 継続努力 】 平成２９年１１月３０日 チェック項目を定めたマニュアルについて、現在ある他のチェックリストを参考に今年度中に作成できるよう取り組んでいる。</p> |
| <p>ウ 委託料の請書において、仕様の事項が「別紙のとおり」と記載されているが、仕様書が添付されていない事例が見受けられた。請書及び仕様書の内容について精査すること。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成２８年 ９月３０日 業務の内容に応じて仕様書等を定め、添付することとした。</p> |
| <p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p> |  |

| | |
|--|---|
| <p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 平成28年度の時間外勤務の実績は、国体関連整備に係る業務等の増加により、平成27年度と比較して約40%の増となっている。そのような状況の中で、所属長が係長をはじめとする職員に聞き取りを行い、平成28年11月から正職員を1名増員したほか、係間での応援体制を組むなど、特定の職員への負担軽減に努めた。 今後も時間外勤務等の状況を注視し、更なる労務管理の徹底に努める。</p> |
| <p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」を享受させるべく、ノー残業デーの実施増進に取り組むこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 これまでの取り組みや時間外勤務の事前申請の徹底により、11月末時点において職員1人あたりの平均月時間外勤務時間数を前年度から6.5%削減することができたため、今後も時間外勤務の縮減に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 時間外勤務の縮減に向けて、毎日の朝礼に加えノー残業デーには終礼を実施するなど、業務の効率化を促し、職員の意識改善に取り組んでいる。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 ノー残業デーにおいては、所属長が課員に対し業務の進行状況を聞き取り、早期の退庁を促すなど、ワークライフバランスの推進に取り組んでおり、今後も継続して実施していく。</p> |
| <p>共通（4）主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、各課の任務目的やプロジェクトとベクトルが合っていないと思われるものが見受けられる。あらためて各課の事務分掌に立ち返り、取組みが反映される項目を所属としての目標として設定すること。併せて、目標とした根拠や目標値の計算基礎を明確にすること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 成果・活動指標の目標設定について、課の任務目的や目的達成に必要な基本的手段を明確にするため、組織の具体的な取組内容が反映される目標を平成29年度中を目途に検討する。</p> <p>【 措置済 】 平成29年11月30日 活動指標の1つである除草清掃公園回数については、基本的には地域の公園は地域で除草清掃を行っていただくように考えている。現在の目標設定は市が支援して行う回数を示しており、回数が減少すれば目標に近づくこととなる。</p> |
| <p>共通（5）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 所属長から課員に対し、起案時の職員相互のチェックや回議段階での上位者のチェックの徹底を指示するとともに、適切な事務の執行について、会計規則や文書管理規程等に関する係単位での勉強会を行う等、注意喚起を図ることで、ミスの排除に努めている。</p> <p>【 措置済 】 平成29年11月30日 引き続き注意喚起を図りミスの排除に努めるなど、事務手続きの適正な執行に取り組んだ。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(1) 狭あい道路対策について 狭あい道路後退用地整備事業は、緊急車両の通行確保や生活環境の向上を図るため有効な事業である。他都市の事例を参考にするなどより積極的な方策も検討しながら、事業の推進に努めること。【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 狭あい道路後退用地整備事業については地域の方のニーズにより進んでいくという側面があるものの、事業の推進に向けた積極的な方策について検討していく。</p> |
| | <p>【 措置済 】 平成29年11月30日 狭あい道路後退用地整備事業の推進について丁寧な説明に取り組み、現場状況に応じた施工を行うことで、事業の進捗を図った。</p> |
| <p>(2) 地区計画について 地区計画については、決定から相当の期間を経過しているものもあることから、整備にあたっては都市計画課と調整して、地元への周知・理解を徹底するなど、円滑な事業実施に努めること。【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 地区計画に伴う事業の実施については、計画決定から相当の期間が経過しており、地元の中で地区計画自体を把握している人が減少しつつあるため、事業の実施にあたっては丁寧な説明を行っていく。</p> |
| | <p>【 措置済 】 平成29年11月30日 事業実施により地元へ丁寧な説明を行い、整備に伴う円滑な事業実施に努めた。</p> |
| <p>(3) 公園の管理について 公園管理の現状は、ボランティアに必要な資材等を支援する方式や外部委託などとなっているが、市民協働の観点から、財政負担も含めた公園管理のあり方について、考え方を整理すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 公園管理のあり方については、地元愛護会等へのアンケートや聞き取りの内容も踏まえた上で、市民協働の観点から整理をしていく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 地域の公園については、地域の方に維持管理を担っていただくことを基本として、現状の整理を進め、今後地域に対しどのような支援ができるか検討中である。</p> |

【河川排水課】

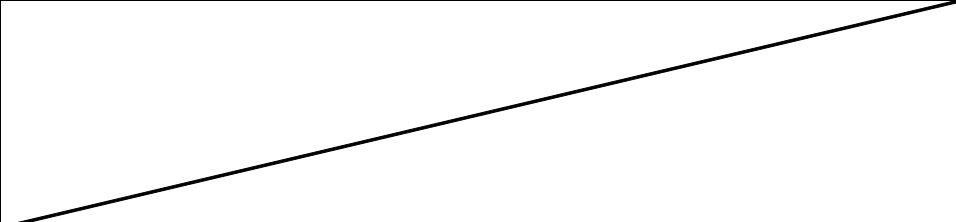
| | |
|---|--|
| <p>共通(2) 委託契約について ア 1者単独随意契約による業務委託においては、業務内容を項目別に分類して、詳細に経費を積算することで、現場実査を基本に見積原価を十分検証し、委託業務に必要とされる契約コストの妥当性を見極めること。 【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年 4月 1日 樋門操作業務委託においては、国及び県の単価データを使用して委託料を算出している。</p> |
| | <p>【 検討中 】 平成29年 5月31日 工事及び工事コンサル業務においては、工事検査規程に基づいた実査を実施している。 業務委託においては、マニュアルの作成等も含め検討中である。</p> |
| <p>イ 委託契約後は、業者牽制のために、業務実施中の現場の抽出実査を行い、契約事項の遂行の適正性の確認を行うこと。また、実査業務の強化のために、チェック項目を定めたマニュアル等の作成に取り組むこと。 【改善事項】</p> | <p>【 検討中 】 平成29年11月30日 マニュアルの作成には至っていないが、抽出して実査を行っている。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p> | |
| <p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成２９年 ５月３１日 平均残業時間は平成２７年度は６０．８時間であったが、平成２８年度は５４．７時間となり、６．１時間の削減となった。 今後も時間外勤務の多い職員からヒアリングを実施し業務配分の改善に努めたい。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 平成２９年１１月３０日 平成２９年度の１１月末までの平均残業時間は３７．７時間となり、平成２８年度に比べ、１７．０時間の削減となった。 今後も時間外勤務の多い職員からヒアリングを実施し業務配分の改善に努めたい。</p> |
| <p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的な生活」を享受させるべく、ノー残業デーの実施増進に取り組むこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成２９年 ５月３１日 朝礼での実施啓発や声掛けを行うことによりノー残業デーに取り組むよう職員を指導する。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 平成２９年１１月３０日 朝礼での実施啓発や声掛けを行うことによりノー残業デーを実施している。</p> |
| <p>ウ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前１か月間に概ね１００時間又は発症前２か月間ないし６か月間にわたって、１か月あたり概ね８０時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p> | <p>【 継続努力 】 平成２９年 ５月３１日 労災認定基準を上回る勤務があった人数は平成２７年度は５名であったが、平成２８年度は６名となり、１名増となった。 業務の効率化や配分の見直しにより平準化を目指す。</p> |
| | <p>【 措置済 】 平成２９年１１月３０日 業務の効率化や配分の見直しにより平準化を目指したことにより、現時点で平成２９年度には労災認定基準を上回る勤務はなくなった。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>エ 時間外勤務が年間1,000時間を超える職員が見受けられた。業務量と人員配置のバランスがとれた労務管理が行われておらず、職員が健康を損ね、業務において過誤が発生するおそれがある。今後とも業務改善と労務管理を徹底し、職員を守るための取組みを行うこと。また、業務量増加等の数値化などにより業務量と人員配置の関係を分析し、業務の抜本的な選択・見直しをするとともに、説得力のある根拠に基づいて増員要求を行い、異常な労働環境を早急に改善すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 年間1,000時間を超えた職員の人数は平成27年度は3名であったが、平成28年度は2名となり、1名の削減となった。 平成28年度及び平成29年度に連続して管理係に技師を1名ずつ増員したが、引き続き増員要求を行うとともに、業務の効率化や配分の見直しに取り組むことにより、平成29年度の年間1,000時間を超える職員の人数は0名を目指す。</p> |
| | <p>【 措置済 】 平成29年11月30日 業務の効率化や配分の見直しに取り組む、継続的に職員が増員されたことにより、現時点(8カ月)で平成29年度の残業時間が500時間を超える職員はおらず、年間1,000時間を超える職員は出ない見込みである。</p> |
| <p>共通(4) 主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、各課の任務目的やプロジェクトとベクトルが合っていないと思われるものが見受けられる。あらためて各課の事務分掌に立ち返り、取組みが反映される項目を所属としての目標として設定すること。併せて、目標とした根拠や目標値の計算基礎を明確にすること。【改善事項】</p> | <p>【 検討中 】 平成29年 5月31日 現在の河川整備率の算出には計画改修済延長/河川全体延長を使用しているが、今後は整備計画を有する河川延長を分母とし、整備計画に基づき整備を実施した延長のみを計画改修済延長とするよう、第3次推進計画の終了に合わせて見直し検討を行う。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 見直しに向けて、整備計画延長及び整備計画に基づき整備を実施した計画改修延長の整理を行っている。</p> |
| <p>共通(5) 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 工事担当課統一のチェックリストや適正な事務事業推進のためのチェック事項を活用し、業務精度の向上に努めている。</p> |
| | <p>【 措置済 】 平成29年11月30日 工事担当課統一のチェックリストや適正な事務事業推進のためのチェック事項を活用し、業務精度の向上を図った。</p> |
| <p>共通(6) 予算編成の精度について 当初予算と決算の乖離が大きい事業が見受けられる。予算の編成は綿密な事業計画に基づいて十分な精査を経て行い、また計画的かつ効率的な予算執行の確保に努めること。さらに、予実分析(*)を行い、その対策を講じ、次年度以降の効率的な予算執行に生かすこと。【改善事項】 * 予実分析＝予算額と実績額(決算額)との差異内容の分析</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 当初予算と決算額の差を合計した金額は、平成27年度は312百万円であったが、平成28年度は197百万円となり、115百万円の削減となった。 平成29年度も当初予算要求において要求精度の向上に努めた。</p> |
| | <p>【 措置済 】 平成29年11月30日 平成30年度の当初予算要求において、現地調査や施工協議を詳細に行うことにより、要求精度の向上を図った。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(1) 河川等のパトロールについて 河川等における危険箇所等を早期に把握するため、定期、随時実査によるパトロールを実施しているということであるが、車中からの確認が中心では効果が薄いと思われる。地域の方からの情報提供を積極的にいただくとともに、パトロールの効果をより高めるために嘱託、再任用職員の活用や外部委託も検討すること。【要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 4月 1日 毎年の出水期前に当課所管の施設のパトロールを実施しているが、平成28年度には先行して準用河川米洗川において河川点検表を作成し踏査による重点点検を実施した。さらにはその他河川においても重点点検区間を定めて定期的にパトロールを実施した。 今後もパトロール効果を高めるため他の準用河川においても点検表を作成し重点点検を実施するとともに、その他河川については引き続き危険箇所の定期的なパトロールを実施していく。</p> |
| <p>(2) 組織の見直しについて 時間外勤務が恒常化しており、年間1,000時間を超える職員が見受けられるなど過重業務となっている。その一因として、受託土木工事が考えられる。時間外勤務の中身を分析し、事務分掌中どの業務が過重となっているのか分析をした上で、必要であれば係を増やすことや受託土木工事部門を営繕工務課と統合するなど抜本的な組織の見直しを行うこと。 【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 4月 1日 平成28年度及び平成29年度に2年連続で管理係に技師を1名ずつ増員し、受託土木工事の一部を管理係でも行い、課内での業務の平準化を図っている。なお、組織の見直しについては平成17年度に営繕工務課から受託土木工事部門を分離した経緯があるため慎重に対応したい。</p> |
| <p>(3) 財産管理について 溜池の実査ができていないなど、財産管理が不十分である。実査にあたっては、有無確認に止まらず、境界杭の確認、安全確認、品質状況、使用状況、事故防止などの保全上の問題がないかを実査すること。また、その記録を文書にして残すこと。【改善事項】</p> | <p>【検討中】 平成29年 5月31日 溜池施設については、地元が所有し、その管理を行っている。一部の溜池では、土地は四日市市の所有となっているが、溜池台帳の更新がなされていない状況であるため、台帳の更新に向けて平成30年度当初予算の要求を行いたい。また、台帳の更新に合わせて現地を実査していく。</p> <p>【継続努力】 平成29年11月30日 全ての溜池について、1月末までに実査を行う予定である。</p> |
| <p>(4) 計画改修済延長について 成果・活動指標として、河川整備率を掲げ、その算出については、計画改修済延長/河川全体延長としているが、計画改修済延長については、過去からの累積分を計上しているため、経年劣化により再び改修を必要とする箇所が含まれている可能性がある。改修後の劣化期間を数値化して劣化期間経過後の箇所は改修済延長に含まれないように改め、的確に河川整備率が捕捉できるよう検討し、その進捗に努めること。【要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 4月 1日 河川構造物としては、コンクリートや自然護岸など構造物により劣化期間が大きく違うことから劣化期間の数値化は困難である。なお、整備済み箇所であっても劣化等により整備が必要となった場合には整備済み延長から未整備延長に移行することとした。</p> |

【道路管理課】

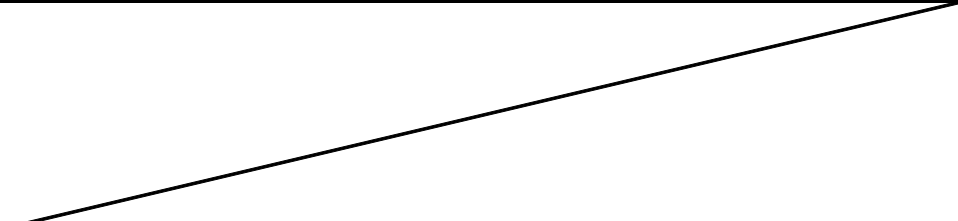
| | |
|--|--|
| <p>共通（１）財産管理について＜所属長の抽出実査と記録保存の徹底＞ 担当者は、毎年度決算における数量を保証するため、年度末においては、必ず、全財産を一品ごとに実査し、台帳との数量突合を行うこと。また、実査時には、紛失の有無や品質保持、安全、使用状況、事故防止対策の確認を行うこと。併せて、実査を実効あるものとするため、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など）を文書にして残すこと。 所属長は、担当者の全点実査の５％を目安に抽出実査をして、その実効性を確認すること。【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成２９年 ３月３０日 担当者により一品ごとに実査し、台帳との数量突合を行うとともに、紛失の有無や使用状況の確認を行った。また、実査を実効あるものとするため、実査記録を文書にして残した。 所属長は全点実査の５％を目安に抽出実査をし、実効性を確認した。</p> |
| <p>共通（２）委託契約について ア １者単独随意契約による業務委託においては、業務内容を項目別に分類して、詳細に経費を積算することで、現場実査を基本に見積原価を十分検証し、委託業務に必要とされる契約コストの妥当性を見極めること。 【改善事項】</p> | <p>【継続努力】 平成２９年 ５月３１日 シルバー人材センターをはじめとする１者単独随意契約について、現場実査を随時実施し、委託業務に必要とされる契約コストの妥当性を検討している。 【継続努力】 平成２９年１１月３０日 月に１、２回程度、現場実査を行い、必要に応じて人員の配置時間帯や時期について、指示を行っている。</p> |
| <p>イ 委託契約後は、業者牽制のために、業務実施中の現場の抽出実査を行い、契約事項の遂行の適正性の確認を行うこと。また、実査業務の強化のために、チェック項目を定めたマニュアル等の作成に取り組むこと。 【改善事項】</p> | <p>【検討中】 平成２９年 ５月３１日 随時、実査を行い契約事項の遂行の適正性の確認を行っているが、マニュアル等の作成については現在検討を行っているところである。 【継続努力】 平成２９年１１月３０日 月に１、２回程度、現場実査を行い、必要に応じて人員の配置時間帯や時期について、指示を行っており、人員配分については、共通の認識が得られることにより、マニュアル作成にいたっていないものの、適切な人員配備が可能となった。 さらに、実施業務の強化のために検討を引き続き行う。</p> |
| <p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p> |  |

| | |
|--|---|
| <p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 所属長自身で実査し、職員配置や業務分担の再確認等を実施し、時間外勤務の抜本的縮減を図っている。平成28年度につきましては、職員の病欠により他の職員の時間外勤務が増加しているが、今後も見直しを行いながら、時間外勤務の縮減に努める。 平成27年度時間外実績：2197.25時間（183.10/月平均） 平成28年度時間外実績：2507.75時間（208.98/月平均）</p> |
| <p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的な生活」を享受させるべく、ノー残業デーの実施増進に取り組むこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 所属長自身で実査し、職員配置や業務分担の再確認等を実施し、業務の配分バランス等の改善により、時間外勤務の抜本的縮減を図っている。 平成29年度時間外実績（11月まで）：1316.08時間（164.51時間/月平均）【20.56時間/1人当り月平均】</p> <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 所属長自ら、職員一人一人の声掛け等を実施し、職員配置や業務の割振の検討を行い、時間外勤務の縮減に取り組んでいる。また、朝礼や終礼等により、ノー残業デーの実施推進を行っている。今後も時間外勤務の縮減とノー残業デーの実施推進に取り組んでいく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 所属長自ら、職員一人一人の声掛け等を実施し、朝礼や終礼等により、ノー残業デーの推進を行った結果、平成28年度のノー残業デー実施率27%に対し、平成29年度11月までは34%と前年度を上回る結果を確認した。</p> |
| <p>共通（4）主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、各課の任務目的やプロジェクトとベクトルが合っていないと思われるものが見受けられる。あらためて各課の事務分掌に立ち返り、取組みが反映される項目を所属としての目標として設定すること。併せて、目標とした根拠や目標値の計算基礎を明確にすること。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年 4月 1日 交通安全教室の活動指標の目標値を実施回数から参加人数へと数値目標の設定改善を行った。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>共通（５）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 担当職員だけではなく、上位職に対し「支出事務の要点」を配付し、チェック事項の再確認を行うよう徹底した。また、課内打合せによりミスを起こしやすい内容について注意点を周知し、職員の意識の向上を図った。今後も定期的に周知を行うなど職員の意識の向上、改善に努めていく。</p> |
| <p>（１）土地の取扱いについて ア 道路用地として個人から借用している土地が多くあるが、何年も借用を続けるより、買収する方が安くなる物件もかなりあると思われる。また、所有者が亡くなれば、相続人との交渉や支払に係る事務も複雑になるので、事務の効率化の観点からも土地の買収に向けて積極的に取り組むこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 ダブルチェックを行うなど、確認業務を強化することで、ミスの減少が見られるも、今後も改善に努めていく。</p> <p>【 措置済 】 平成29年 3月29日 借用土地の買収に向け、相手方へ買収、帰属の働きかけを積極的に行い、新正一丁目において借用土地帰属の了承を得た。今後も継続して実施していく。</p> |
| <p>イ 市有地について自治会等に行政財産の目的外使用を認めたり、市が借用した土地をさらに第三者に貸し付けたりしているが、毎年契約更新時には現地確認を行い、台帳と照合するとともに、貸付先の利用状況を把握し、適正な使用許可、貸付であることを確認すること。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年 4月 1日 契約更新時に現地確認を行い、台帳との照合を行うとともに適正な使用許可、貸与であることを確認した。</p> |
| <p>（２）道路事故について 道路賠償責任保険に加入しているが、例年、市が支払っている保険料に対して受けとっている保険金はかなり少ない状況であることから、保険の加入の必要性について検討すること。【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 被害者との円滑な示談交渉、早期解決のため、保険加入は必要不可欠である。しかしながら、保険金の大小もあることから、今後も必要に応じて、保険加入先について、検討を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 保険加入先について、情報収集に努めた。引き続き検討を行っていく。</p> |
| <p>また、市職員全員を活用した通報制度の構築など、道路事故を減少させる取組みについても併せて検討すること。【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 道路陥没発見時における連絡先を市役所HPに掲載し、市職員及び市民への啓発を図り、道路事故の減少に取り組んでいる。今後も道路事故減少につながる取組みを検討していく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 市役所HPへの掲載の他に、掲示板や広報誌を活用した市職員及び市民への啓発を検討していく。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(3) 道路台帳のデジタル化について 経費の問題から市内全域のデジタル化が進んでいないが、さまざまな情報とリンクさせることや他部局での利用など、メリットや活用策について整理して、早急に市内全域のデジタル化を進めること。【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 平成29年度においても道路台帳の修正を行うことにより、道路台帳のデジタル化を進めている。今後も財政部局に対し、引き続き予算要求を行い、道路台帳を修正するとともに、デジタル化を進めていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 引き続き、新規供給道路および未デジタル化の供給済み道路については、5ヵ年計画に沿って、順次デジタル化を進め、引き続き修正も行っていく。</p> |
| <p>(4) 放置自転車に係る委託業務について 放置自転車が撤去されないままになっていると、さらなる放置自転車の増加を招くため、放置自転車の状況に応じて実施回数を調整しながら、市内全域の駅を実施対象として対策を行うこと。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年 4月 1日 市内全域に36駅あり、うち市として計23駅で放置自転車の整理・撤去業務を実施している。残る13駅についても随時、各鉄道事業者と協議のうえ、市が撤去業務等を行っており、ほぼ全駅で放置自転車対策を実施している。 平成29年度からは新たに川原町駅の放置自転車の整理・撤去業務を開始した。</p> |
| <p>(5) 交通安全協議会について ア 交通安全教育指導員による交通安全教室等を実施しているが、市からの依頼業務を増やすなどして、本市の交通安全啓発のため組織を積極的に活用すること。【要望事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年 4月 7日 市から協議会へ依頼し、市内全ての中学校に「自転車の交通ルールハンドブック」を配布し、新中学一年生に対する交通安全啓発を行った。また、協議会で実施している交通安全教室について、申込みを待つだけでなく、職員が電話や訪問等を行い、市内各小中学校や老人会等に交通安全教室の活用を促した。</p> |
| <p>イ 市が支出している補助金については、積算基礎を明確にして、担当者は実績報告書だけでなく現場を確認して実態を把握すること。【要望事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年 3月31日 平成28年度から補助金の支出はなくなり、委託契約を行うこととした。また、委託契約では実績報告書だけでなく、職員による実査を行い実態把握に努めている。</p> |

【用地課】

| | |
|---|--|
| <p>共通(2) 委託契約について ウ 委託料の請書において、仕様の事項が「別紙のとおり」と記載されているが、仕様書が添付されていない事例が見受けられた。請書及び仕様書の内容について精査すること。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成28年11月30日 仕様書は担当者が別途渡していたが、業務委託の請書に記載されているとおり、発注担当者が請書に添付するよう改めた。</p> |
| <p>共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p> |  |

| | |
|---|---|
| <p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 所属長が月の時間外勤務数を毎日確認するとともに、時間外勤務開始時に業務を確認し、どうしても必要なものだけ行うよう指導している。また、係間で時間外勤務に差があるため、境界系の繁忙期に用地系の応援を実施したことで、課員一人当たりの月平均時間外勤務は2時間減少した。引き続き係間の応援体制を充実し、時間外勤務の縮減を図っていく。</p> |
| <p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的な生活」を享受させるべく、ノー残業デーの実施増進に取り組むこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 課長が随時ヒアリングを行い職員の健康に留意するとともに、毎週水曜日に行っているノー残業デーに加え第四金曜日を用地課のノー残業デーと定め、実施増進に取り組んでいる。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 課長は職員に随時ヒアリングを行うとともに、常時時間外勤務が多い職員や体調不良で休みがちな職員とは面談を行い、職員の健康に留意している。また、毎週水曜日に行っているノー残業デーに加え、実施増進のため第四金曜日はノー残業デーとし、課長が全員退庁するのを確認してから帰るなど徹底している。</p> |
| <p>ウ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 選挙事務に伴い過労死の労災認定基準を上回る勤務状況があったが、今後は所属長が通常業務以外の時間外勤務の状況を事前に把握し、該当職員の業務の低減を図るなどし、過労死の労災認定基準を上回らないよう取り組む。</p> <p>【 措置済 】 平成29年10月31日 所属長が通常業務以外の時間外勤務の状況を事前に把握した結果、現時点で過労死の労災認定基準を上回る勤務状況はなくなった。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(1) 目標数値の設定について 活動指標の目標数値については、行政サービスを向上させていくという観点からは、十分な水準の設定とはいえ、設定した根拠を明確にすること。また、設定した目標数値については、目標の達成に向けて、所属職員に対して徹底すること。 特に「官民境界査定処理日数」については、処理工程や人員体制を精査して、処理日数の短縮を図ること。また、窓口を訪れる申請者に対してモデル日数として示すことにより、わかりやすい説明を行うこと。 【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成28年11月30日 公共用地の取得筆数については、事業計画調書及び過去5年間の取得筆数の平均値を計算し目標値を設定するよう改めた。境界査定処理日数については、事務従事時間の現状分析等から、短縮が可能な処理工程の洗い出しを行い、短縮した数値を目標値に反映し、設定根拠を明確にするとともに、併せて窓口目標日数の掲示を行い組織目標として課員すべてに周知している。</p> |
| <p>(2) 人員要求について 当課の業務は目に見えにくい面があるが、用地取得や境界立会といった工事や民間開発を下支えする重要な役割を担っている。そのため市の経済発展に寄与するという観点からも、人員は非常に有効な投資資源と考えられる。マンパワー不足解消に向け、人事当局に対して合理的根拠を示して、人員要求を行うこと。【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成28年11月30日 現行の業務の内容を十分精査したうえで、不足している人員について、引き続き人事当局に要求を行った。その結果、平成29年4月から2名増員となった。今後も必要な人員を人事当局に要求していく。</p> |
| <p>(3) 人材の有効活用について ア 人材の確保が課題となっているが、例えば臨時職員の賃金単価を一般事務補助よりも高くするなど、人材の集まりやすい条件整備に努めること。【要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成29年 5月31日 臨時職員の募集については、人事当局と調整を行ったが全庁的なバランスという点で、現状では賃金単価を一般事務補助よりも高くするなど難しいが、人材確保のため引き続き条件整備に努める。</p> |
| | <p>【継続努力】 平成29年11月30日 臨時職員の募集については、人事当局と調整を行ったが全庁的なバランスという点で、現状では賃金単価を一般事務補助よりも高くするなど困難であったが、用地経験のあるOB職員に声をかけるなど、人材確保に努める。(本年度1名確保)</p> |
| <p>イ 毎年新規採用職員が多く配置されており、若手職員の支援や育成について配慮すること。【要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成28年11月30日 若手職員については外部研修へ計画的に派遣し、専門知識の習得を図っている。また、トレーナー以外にも経験豊富な職員が新採職員のサポートを行うことで、知識の習得及び事務処理能力の向上を図っている。</p> |
| <p>(4) 備品管理について 不用品処分において、使用不能や破損等で備品を廃棄する場合には、客観的な証拠として写真を添付するなどして記録を残すこと。【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成28年11月30日 不用品の処分において、庶務担当者が不用品の写真を添付し記録を残すよう、事務の見直しを行った。</p> |
| <p>(5) 境界査定システム更新業務委託について 毎年継続して委託しており、受託者の習熟度が増し、業務が効率化されるため、契約価格の低減が見込める。そのためしっかりと契約価格の妥当性を検証し、低減に努めること。【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成28年11月30日 適切な委託料を算定するため、実際に行われる業務のヒアリングを行い、業務の実態を把握したうえで価格交渉を行い、習熟度に応じて単価の安い技術者の変更を行うなど、業務全体の価格低減に努めている。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(6) 土地の先行取得について 平成30年度までの土地開発公社の経営健全化計画終了後を見据え、今後の大規模事業への対応を円滑に行うために、公社に代わる新たな用地取得の仕組みづくりを関係部局で検討していくこと。【要望事項】</p> | <p>【 検討中 】 平成29年 5月31日 政策推進課にも申し入れたが、今後の土地開発公社のあり方、方向性についてはまだ確定していないため、用地取得の仕組みについて関係部局と引き続き検討していく。</p> |
| | <p>【 検討中 】 平成29年11月30日 今後の土地開発公社のあり方、方向性についてはまだ確定していないが、用地取得の仕組みについて関係部局と引き続き検討していく。</p> |
| <p>(7) 赤道・青道の管理について 赤道・青道については、国からの譲与後は特定図面により財産管理を行っているが、地区名、公図上の面積、取得年月日など必要事項を付した台帳を整備すること。また、その台帳をベースに、地区ごとに数年間で一巡させるなど毎年度計画的に現地を实査し、適切な財産管理の強化を進めること。【改善事項】</p> | <p>【 検討中 】 平成29年 5月31日 赤道・青道については電子データ化した特定図面で管理を行い、処分等が必要となった財産については、境界を確定した上で払下げ等の処分を行っている。今後電子データを活用した台帳整備に向け、路線網図の整備、路線番号、路線名の設定を検討していく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 赤道・青道については電子データ化した特定図面で管理を行い、処分等を行った財産については、特定図面の修正及び売払い台帳を作成している。現在、路線網図（台帳附図）を作成するために、GIS上で路線番号を付す準備を行っている。</p> |

【営繕工務課】

| | |
|--|--|
| <p>共通 (3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p> | |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 時間外勤務を縮減するため、月1回のスケジュール管理会議を実施し、詳細な業務進捗状況を把握して、きめ細かく担当業務の割り振りの見直しを行い、業務の平準化に努めている。 今後も、現場調査・打合せ等業務に手間のかかる改修・修繕工事が益々増加することが見込まれることから、職員間の仕事量の均等化、工事発注時期の平準化、若年職員へのサポート体制強化等により業務の効率化を図り時間外勤務の縮減に努めていく。 なお、時間外勤務の実績としては、年間360時間を超える職員は、平成27年度は、18人中17人、平成28年度は、23人中20人であった。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 継続的に、係長以上による月1回のスケジュール管理会議を実施し、不要や重複した業務がないかの確認を行い、詳細な業務進捗状況を把握して、きめ細かく担当業務の割り振りの見直しを行い、業務の平準化に努めている。また、近年の増員配置に伴い、若手職員の経験値も上がってきており、その結果、平成29年度の時間外勤務の実績については、平成28年度同時期までで比較すると30%以上の削減率となっている。</p> |
| <p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的な生活」を享受させるべく、ノー残業デーの実施増進に取り組むこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 上記アに挙げたとおり、担当業務の平準化に努めている。計画性を持って業務を行うこととしているが、工事現場の状況において突発的な業務も多くあるため、難しい一面もあるが、ノー残業デーについては声を掛け合い、極力急ぎでない業務がなければ退庁するように呼びかけている。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 継続的に、担当業務の平準化に努めている。工事現場の状況において突発的な業務も多くあるため、難しい一面もあるが、ノー残業デーについては声を掛け合い、極力急ぎでない業務がなければ退庁するように呼びかけている。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>ウ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】</p> <p>* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日</p> <p>時間外勤務を縮減するため、月1回のスケジュール管理会議を実施し、詳細な業務進捗状況を把握して、きめ細かく担当業務の割り振りの見直しを図り、業務の平準化に努めている。</p> <p>また、時間外勤務の縮減に向けて、設計業務を外部に委託する措置を各主管課へ強く要望し、外部委託拡大を図ると共に、設計業務年度と工事年度を分けて発注することにより、業務を計画的に行えるように努めている。</p> |
| <p>共通(4) 主要事業の目標設定と評価について</p> <p>業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、各課の任務目的やプロジェクトとベクトルが合っていないと思われるものが見受けられる。あらためて各課の事務分掌に立ち返り、取組みが反映される項目を所属としての目標として設定すること。併せて、目標とした根拠や目標値の計算基礎を明確にすること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日</p> <p>時間外勤務の縮減に向けて、設計業務を外部に委託する措置を各主管課へ強く要望し、外部委託拡大を図ると共に、設計業務年度と工事年度を分けて発注し、業務を計画的に行えるように努めた結果、時間外勤務の縮減に繋がっており、今後も継続していく。なお、平成29年度上半期において、過労死の労災認定基準を上回る勤務状況は発生していない。</p> |
| <p>(1) 業務量の増加とその対応について</p> <p>ア 管理職は業務の管理において、一定の業務量の見極めをしないと、際限なく業務が発生してしまう。現場の実態を見る中で合理的に業務量を落とすべく調整をしたうえで、時間外勤務時間を減少させていくこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日</p> <p>任務目的である「市民に安全で使いよい公共建築等の提供」ができていないかを把握するため、前年度完成した工事を対象に現地調査や所管課等の聞き取り調査を行い、施設運営上支障をきたす不具合の有無の調査を行っており、その不具合件数を目標としている。</p> <p>また、調査時に各施設管理者から記述方式で意見を求め、より具体的な意見集約に努め、得られた情報を課員全員で共有し、今後の設計・監理に活用していくことにより目標の達成を補っていく。また、今後も任務目的の達成に適した成果・活動指標やその手法の改善を検討していく。</p> |
| <p>(1) 業務量の増加とその対応について</p> <p>ア 管理職は業務の管理において、一定の業務量の見極めをしないと、際限なく業務が発生してしまう。現場の実態を見る中で合理的に業務量を落とすべく調整をしたうえで、時間外勤務時間を減少させていくこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日</p> <p>任務目的である「市民に安全で使いよい公共建築等の提供」ができていないかを把握するため、今年度についても昨年度完成した工事を対象に現地調査や所管課等の聞き取り調査を行い、施設運営上支障をきたす不具合の有無の調査を行っている。各物件により性質が異なるため目標値として設定することが難しく、引き続き不具合件数0を目標値とすることに加え、より質のいい建築物を提供するために課内研修やデザインレビューを積極的に行い、目標の達成を補っている。</p> |
| <p>(1) 業務量の増加とその対応について</p> <p>ア 管理職は業務の管理において、一定の業務量の見極めをしないと、際限なく業務が発生してしまう。現場の実態を見る中で合理的に業務量を落とすべく調整をしたうえで、時間外勤務時間を減少させていくこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日</p> <p>受託課であるため、業務量の把握が当該年度にならないとできない状況にあるため、今後、予算担当部署である財政経営課にも働きかけ、物理的にできる業務量による予算措置となるように調整していくことに努める。</p> |
| <p>(1) 業務量の増加とその対応について</p> <p>ア 管理職は業務の管理において、一定の業務量の見極めをしないと、際限なく業務が発生してしまう。現場の実態を見る中で合理的に業務量を落とすべく調整をしたうえで、時間外勤務時間を減少させていくこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日</p> <p>予算査定時、予算担当部署である財政経営課に働きかけ、業務量の把握に努め、物理的にできる業務量による予算措置となるように調整していくことに努めている。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>イ 工事の監理を委託するなど職員への負荷を少しでも減らしながら、良質な工事を担保していくこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 監理業務委託について、職員の技術力向上につながらないことが懸念されるため、今後もその可否について業務量を把握しながら検討していく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 監理業務委託について、職員の技術力向上につながらないことが懸念される。他市の状況について、調査を行ったが、技術力の低下を理由に委託を行っていない市も多く、今後もその可否について業務量を把握しながら判断していく。</p> |
| <p>ウ 施設の老朽化や国民体育大会関連事業の増加により、今後も業務量の増加が見込まれる中、マンパワーの確保が重要であり、適切な人員要求や教育訓練を行っていくこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 近年、新規採用職員の配属が増加し、人員については確保されてきている。しかし、急速な新規採用職員の増加に伴い、技術力の継承については非常に難しいのが現状である。若手職員の技術力向上のために、講習会、研修会へ積極的に派遣し、学べる環境を少しでも確保できるように予算要求に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 近年、新規採用職員の配属が増加し、人員については確保されてきている。少しずつではあるが、技術力も向上してきており、時間外勤務の縮減につながっている。ただし、継続的に技術力を向上させていく必要があるため、引き続き、講習会、研修会へ積極的に派遣し、学べる環境を少しでも確保できるように予算要求に努めている。</p> |

【市営住宅課】

| | |
|--|---|
| <p>共通（1）財産管理について<所属長の抽出実査と記録保存の徹底> 担当者は、毎年度決算における数量を保証するため、年度末においては、必ず、全財産を一品ごとに実査し、台帳との数量突合を行うこと。また、実査時には、紛失の有無や品質保持、安全、使用状況、事故防止対策の確認を行うこと。併せて、実査を実効あるものとするため、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など）を文書にして残すこと。 所属長は、担当者の全点実査の5%を目安に抽出実査をして、その実効性を確認すること。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成29年 3月31日 施設全体を安全管理するとともに事故を未然に防ぐために、年度末に担当者による全品実査を行い、品質保持や使用状況等について台帳との突合を行っており、実査記録を文書で残すことで実効性を持たせている。 あわせて牽制機能を働かせるため、次年度以降も継続して所属長による抽出実査を確実にしていく。</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>共通（２）委託契約について ア 1者単独随意契約による業務委託においては、業務内容を項目別に分類して、詳細に経費を積算することで、現場実査を基本に見積原価を十分検証し、委託業務に必要とされる契約コストの妥当性を見極めること。 【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 1者単独随意契約による業務委託においては、市営住宅敷地内の除草業務と樹木剪定が主なものである。このうち除草業務についてはシルバー人材センター、樹木剪定については近隣の造園業者に委託しているところであり、委託に際しては過去の実績内容を確認するとともに業者から聞き取りを行い、契約金額の妥当性を見極めている。</p> |
| <p>イ 委託契約後は、業者牽制のために、業務実施中の現場の抽出実査を行い、契約事項の遂行の適正性の確認を行うこと。また、実査業務の強化のために、チェック項目を定めたマニュアル等の作成に取り組むこと。 【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 不定期に契約現場での作業内容や人員等の確認を行い、適正に業務が遂行されているか確認を行った。チェック項目を定めたマニュアル等については、現在検討しているところであり、早期に作成できるように取り組みを進める。</p> |
| <p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p> | <p>【 措置済 】 平成29年11月30日 検討していたチェック項目を定めたマニュアルを作成した。</p> |
| <p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。 【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 平成28年度の時間外勤務実績は平成27年度の実績を上回っている。夜間や休日の滞納整理に注力したためであるが、係間における職員配置や業務分担の再確認を行い、特定の個人に集中しないように職員の健康管理を強く意識した取り組みを継続することにより、時間外勤務の縮減に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 平成29年度上半期の時間外勤務実績は平成28年度上半期の実績を上回っている。夜間や休日の滞納整理に注力したためである。人員減となっている実情もあり、特定の個人に業務が集中しないよう業務分担の再確認を行い、時間外勤務の縮減に向けて取り組んでいる。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」を享受させるべく、ノー残業デーの実施増進に取り組むこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 ノー残業デーについては夜間の滞納整理業務など先方の都合が伴うため、徹底することは難しい側面はあるが、毎週水曜日は朝礼に加えて終礼を実施する中で、業務の省力化や健康管理を呼びかけることで職員の意識改革に取り組んでいる。</p> |
| <p>共通（5）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したのと同じ内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 滞納整理業務など先方の都合でノー残業デーの徹底が難しいところはあるが、毎週水曜日は朝礼及び終礼にて呼びかけており、業務に支障のない職員はノー残業に努めている。</p> |
| <p>（1）滞納整理について 住宅使用料は、私債権であり、税などの公債権と比べて法的措置は取りづらいが、公平性の観点から法的措置を行うなど適切な対応に努めること。 また、住宅新築資金等貸付金の滞納整理について、福祉資金貸付金の担当課とも連携して積極的な対応を行うこと。【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 職場研修等により、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職員による牽制やサポート」の意識を職員に定着させるとともに、起案者から所属長までの決裁の中で、重層的にチェックを行える体制づくりに努める。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 起案者から所属長までの決裁の中で、「定められたルールに基づいた事務執行」になるよう重層的にチェックを行っている。</p> <p>【 措置済 】 平成29年 5月31日 住宅使用料については、平成25年度から夜間・休日の訪宅・架電による催告を定期的実施する取組みを強化し、法的措置も含め、早期回収と滞納の高額化防止を図っており、重ねて連帯保証人についても滞納の早期から連絡を行い、滞納者への指導等を行ってもらうよう努めている。 また、住宅新築資金等貸付金についても、継続して滞納整理に取り組むとともに、法的措置も含め、早期回収に努める。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(2) 工事請負及び業務委託に係る契約について 小規模な修繕工事や除草などの業務委託は件数が多いため、計画的にまとめて発注するなど契約事務の効率化を図ること。 また、業務委託契約のなかで1者単独随意契約にあつては、同一業者と複数の契約をしているものが見受けられるため、契約内容、方法、金額等について精査し、委託後においても委託業務の内容についてチェックを行うなど、業者に対する牽制を行うこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 市営住宅課においては年間1,000件以上の緊急修繕工事や除草業務を行っている。修繕においては速やかな対応が求められるため、その都度対応が可能な業者に依頼をかけているところである。 除草業務については、毎年度発注時期は見込めるため、今後ともできるだけまとめて発注できるように効率化を図るとともに、委託後においても委託業務内容について精査を行い、同一業者に依存的にならないように努めていく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 小規模な修繕工事については、緊急を要するものであるため、その都度対応可能な業者に依頼している。 除草業務については、過去の実績も含めて発注時期を検討するなど、効率化を図っている。 委託後においても、同一業者に依存的にならないように、委託業務内容の精査にあわせて抜き打ちによる現場確認を行うことで牽制を働かせている。</p> |
| <p>(3) 市営住宅整備基金について 基金を曙町市営住宅建設事業費及び高齢者・障害者向け住宅改修事業費の財源に充当した結果、残高が2100万円ほどとなった。基金の目的を再度明確に認識したうえで、適正な残高を確保できるよう基金を維持管理すること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 市営住宅整備基金は主に大規模事業の財源となっているところであるが、平成29年度に残高がなくなる見通しである。 今後の建替事業や外壁改修工事を持続的に進めるには、基金の積み立てが不可欠になってくるため、曙町市営住宅残地の売却に努めていく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 市営住宅整備基金は平成29年度に残高がなくなる見通しであるが、大規模事業の財源となり積み立てが不可欠であるため、市営住宅残地の売却に努めている。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(4) 市営住宅の供給計画について 現在、年度別の供給計画はなく、今後の方向付けや供給実績の評価・対策をするシステムがない。市営住宅の供給戸数について、入居希望者のニーズを把握したうえで、大局的に年次ごとの供給計画を策定すること。また、職員に対して計画を周知徹底するとともに、計画に基づいた業務遂行を徹底するよう指導すること。 さらに、市営住宅の修繕に当たっては、計画に基づいて適時的確に実施し、住宅ストックの有効活用を図ること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 市営住宅の供給戸数については、「住生活基本計画」に示された2,770戸を確保するために、実施計画である「市営住宅等長寿命化計画」の中で全ての市営住宅を「建て替えする団地」、「用途廃止する団地」、「継続して使用する団地」に位置付けている。 これらの計画を実現するために供給計画を策定して、毎年度供給している100戸程度を継続的に供給できるように努めるとともに、決算にあわせて供給実績の評価を行い、職員全体でその内容を共有していく。 また「市営住宅等長寿命化計画」の中で「継続して使用する団地」として位置付けられた建物については、外壁改修・屋上防水工事等の大規模修繕を着実にを行い、住宅ストックの有効活用をしていく。</p> |
| <p>加えて、市営住宅使用料については、毎年の見直しをさらに徹底すること。特に、市営住宅を利用していない市民などとの公平性を欠いた料金内容とならないよう、特に、利便性係数の扱いには十分注意すること。 【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 市営住宅の供給戸数については、「住生活基本計画」に示された2,770戸を確保するために、実施計画である「市営住宅等長寿命化計画」の中で全ての市営住宅を「建て替えする団地」、「用途廃止する団地」、「継続して使用する団地」に位置付けている。 これらの計画を実現するために供給計画を策定して、毎年度供給している100戸程度を継続的に供給できるように努めるとともに、決算にあわせて供給実績の評価を行い、職員全体でその内容を共有していく。 また「市営住宅等長寿命化計画」の中で「継続して使用する団地」として位置付けられた建物については、外壁改修・屋上防水工事等の大規模修繕を着実にを行い、住宅ストックの有効活用をしていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 利便性係数のそれぞれの項目について必要性を毎年度確認しているところであり、引き続き使用料の料金内容が一般市民との公平性を欠くことのないように精査していく。</p> <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 利便性係数について、次年度の家賃算定時に確認を行っており、使用料の料金内容が一般市民との公平性を欠くことのないよう精査している。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(5) 市営住宅の住環境について 市民に住宅を提供する立場として、建物、敷地などの現況、使用状況などを確認し、建物の点検補修などにより良好な住環境を保持し、居住者が安心して住むことができるようにすること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成29年 5月31日 市営住宅における住宅管理人業務の中で、修繕等の連絡により建物などの現況、使用状況の確認により良好な住環境の保持に努めるとともに、1人暮らしの入居者等の情報共有を行い、単身高齢者の孤立化を防ぐように努める。 また、福祉部門との連携を密にとりながら良好な住環境の提供を維持していく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 平成29年11月30日 市営住宅管理人からの連絡による修繕や、使用状況の確認を行い、良好な住環境の保持に努めている。 また、福祉関係各所と連携を密にとり、単身高齢者への対応など、居住者が安心して暮らせる環境づくりに努めている。</p> |